

2012年3月31日

2012年4月30日改訂

法務省・法務総合研究所国際協力部

## アジアにおける外国仲裁判断の承認・執行に関する調査研究

報告者 ラジャ・タン (Rajah & Tann) 法律事務所<sup>1</sup>  
パートナー弁護士 栗田哲郎

---

<sup>1</sup> <http://jp.rajahtann.com/default.aspx>

## 目 次

第 1 章 調査内容.....	3
第 2 章 調査方法.....	7
第 3 章 調査結果	
第 1 節 インド.....	8
第 2 節 インドネシア.....	17
第 3 節 カンボジア.....	28
第 4 節 シンガポール.....	30
第 5 節 タイ.....	33
第 6 節 中国.....	37
第 7 節 ベトナム.....	42
第 8 節 マレーシア.....	52

(上記各法域について)

- |  |
|--|
| 1 外国仲裁判断の承認・執行に関する法制度<br>(1)条約<br>(2)仲裁法制<br>(3)仲裁機関<br>(4)外国仲裁判断の承認・執行の方法<br>(5)外国仲裁判断の拒絶理由 |
| 2 外国仲裁判断の承認・執行に関する裁判所による運用の実情  |
| 3 調査結果をふまえた望ましい紛争解決条項  |
| 4 実施中の改善点、改善が必要と考えられる点   |

第 4 章 日本が法整備支援を行うことが望ましいと考えられる事項.....	57
---------------------------------------	----

# 第1章 調査内容

## 第1節 はじめに

今般、日本企業のアジア各国への進出、投資が増加しているが、日本企業がアジア各国に進出、投資を行うに際して締結する契約においては、第三国（外国）を仲裁地とした仲裁条項を締結することが多い。しかしながら、第三国（外国）において下された仲裁判断が投資先の法域において適切に承認・執行されていなければ、投資のリスクの判断の分析が難しい。

本調査は、法務省・法務総合研究所国際協力部から、アジア各法域（後述「調査対象法域」）における外国仲裁判断の承認・執行を調査し、日本企業が各国に進出、投資する際にどのような紛争解決条項を締結すればよいか指針を提示すること、今後の法整備支援を行うことが望ましいと考えられる事項を検討することを目的として、ラジャ・タン（Rajah & Tann）法律事務所パートナー弁護士栗田哲郎に対して、実施委託されたものである<sup>2</sup>。なお、本調査は、TMI 総合法律事務所弁護士・茂木信太郎弁護士との共同執筆において行われた。

本調査の対象は、以下の法域である（「調査対象法域」）。

インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、中国、ベトナム、マレーシア

アジア各国は、外国仲裁判断の承認・執行に関する条約（1958 United Nations Convention on the Recognition and Enforcement of Foreign Arbitral Award、「ニューヨーク条約」）に加盟している国も多い<sup>3</sup>。主なアジア各国のニューヨーク条約の加盟状況は以下のとおりである（2012年3月末時点）。

**加盟国：**日本、中国、韓国、香港、インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、バングラデシュ、ブルネイ、ベトナム、フィリピン、マレーシア、ラオス等

**非加盟国：**ミャンマー<sup>4</sup>（東南アジアでは唯一の非加盟国）、台湾、北朝鮮、モルデイク、フィジー、パプアニューギニア等

<sup>2</sup> なお、国内仲裁判断の承認・執行についての調査、および各法域における具体的な承認・執行の方法については、本調査の範囲外である。

<sup>3</sup> ニューヨーク条約加盟国の状況は下記のウェブサイトに記載されている。

<http://untreaty.un.org/cod/avl/ha/crefaa/crefaa.html>

[http://www.uncitral.org/uncitral/en/uncitral\\_texts/arbitration/NYConvention\\_status.html](http://www.uncitral.org/uncitral/en/uncitral_texts/arbitration/NYConvention_status.html)

<sup>4</sup> ミャンマーは、2012年にはニューヨーク条約に加盟する予定であると発表されている。

ニューヨーク条約 1 条 3 項は以下のとおりの記載となっている。

いかなる国も、この条約に署名し、これを批准し、若しくはこれに加入し、または第十条の規定に基づき適用の拡張を通告するに当たり、他の締約国の領域においてされた判断の承認・執行についてのみこの条約を適用する旨を相互主義の原則に基づき宣言することができる。また、いかなる国も、契約に基づくものであるかどうかを問わず、その国の国内法により商事と認められる法律関係から生ずる紛争についてのみこの条約を適用する旨を宣言することができる。

したがって、ニューヨーク条約について、仲裁判断の承認・執行について、相互承認があると認められる国とのみ行うとの留保（「相互承認留保」）、および商事仲裁のみについてのみ行うとの留保（「商事仲裁留保」）を付した上で、加盟している国も多い。

ニューヨーク条約加盟国同士であれば、理論的には、商事仲裁についての仲裁判断は一般的には承認・執行は可能であるはずである。しかし、ニューヨーク条約に加盟していること自体が、そのまま承認・執行がいつでも可能であることは意味しない。

外国仲裁判断の承認・執行が拒絶される原因は、大きく分けて 2 つに分類される。ひとつ目は、ニューヨーク条約それ自体、および各法域の仲裁法制度自体に内在する拒絶事由、すなわち法制度そのものに基づく拒絶事由である。ふたつ目は、法制度自体は整っていたとしても、各法域の裁判官その運用そのものに基づく拒絶である。

したがって、本調査においては、調査対象法域において、

- 1 外国仲裁判断の承認・執行に関する法制度
  - 2 外国仲裁判断の承認・執行に関する裁判所による運用の実情
- に分類して、それぞれ調査を行った。

以下、それぞれについて述べる。

## 第 2 節 外国仲裁判断の承認・執行に関する法制度

外国仲裁判断の承認・執行に関する拒絶事由には、上述のとおり、「1 ニューヨーク条約に規定された拒絶事由」、および「2 各法域の仲裁法制に規定された拒絶事由」が存する。当然ながら、前者はニューヨーク条約加盟国共通の拒絶事由、後者は、各法域固有の拒絶事由である。

まず、前者について、ニューヨーク条約 5 条には、以下のとおりの仲裁判断の承認・執行の拒絶事由が定められている。

### 第 5 条

1 仲裁判断の承認・執行は、仲裁判断が不利益に援用される当事者の請求により、承認・執行が求められた国の権限のある機関に対しその当事者が次の証拠を提出する場合に限り、拒絶することができる。

(a) 第二条に掲げる合意の当事者が、その当事者に適用される法令により無能力者

であったこと、または前記の合意が、当事者がその準拠法として指定した法令により若しくはその指定がなかったときは仲裁判断がされた国の法令により有効でないこと。

(b) 仲裁判断が不利益に援用される当事者が、仲裁人の選定若しくは仲裁手続について適当な通告を受けなかったこと、またはその他の理由により防禦することが不可能であったこと。

(c) 仲裁判断が、仲裁付託の条項に定められていない紛争若しくはその条項の範囲内にない紛争に関するものであることまたは仲裁付託の範囲を超える事項に関する判定を含むこと。ただし、仲裁に付託された事項に関する判定が付託されなかった事項に関する判定から分離することができる場合には、仲裁に付託された事項に関する判定を含む仲裁判断の部分は、承認し、かつ、執行することができるものとする。

(d) 仲裁機関の構成または仲裁手続が、当事者の合意に従っていなかったこと、または、そのような合意がなかったときは、仲裁が行なわれた国の法令に従っていなかったこと。

(e) 仲裁判断が、まだ当事者を拘束するものとなるに至っていないこと、または、その仲裁判断がされた国若しくはその仲裁判断の基礎となった法令の属する国の権限のある機関により、取り消されたか若しくは停止されたこと。

2 仲裁判断の承認・執行は、承認・執行が求められた国の権限のある機関が次のことを認める場合においても、拒絶することができる。

(a) 紛争の対象である事項がその国の法令により仲裁による解決が不可能なものであること。

(b) 仲裁判断の承認・執行が、その国の公の秩序に反すること。

そして後者については、各法域において、仲裁法、民事執行法等の仲裁に関する基本制度が定められており、これらの仲裁法制によって仲裁判断の拒絶事由が定められている。この点については、「1985, UNCITRAL Model Law on International Commercial Arbitration, with amendments as adopted in 2006」（「モデル法」）に準じて仲裁法制が制定される法域が多く、上記ニューヨーク条約と類似の拒絶事由を定めている法域も多い。しかし、インドネシア、ベトナムなどのように、必ずしもアジア各法域においてはモデル法に準拠しているとは限らず、その拒絶事由の内容に差が生じている<sup>5</sup>。

### 第3節 外国仲裁判断の承認・執行に関する裁判所の運用の実情

以上、各法域の裁判所は、ニューヨーク条約による拒絶事由、および各法域仲裁法制による拒絶事由を用いることによって、仲裁判断の拒絶が可能である。

しかし、ニューヨーク条約による拒絶事由のいずれの拒絶事由をとっても、すべてを条文に記載することは不可能であり、その法文の解釈、運用には一定の幅が出

<sup>5</sup> 例えば、改正前のベトナム仲裁法によれば、商事事件（Commercial）でなければ、仲裁判断と看做されないとされており、かつ、この商事事件に建設など一定の分野が含まれていなかった。したがって、建設紛争等に基づく外国仲裁判断が拒絶されていた。

てくる。例えば、「公序良俗違反」による拒絶事由などは、何がその法域の公序良俗なのかについて、裁判官に裁量の幅が与えられることになる。

また、各法域の仲裁法制による拒絶事由においても、同様に裁判官に裁量を与えられることが多い。

報告者においては、各法域の仲裁の実務家に対するヒアリング、文献・判例の調査によって、前述の法制度を前提として、各法域の裁判所による運用の実情がどのようになっているのかという点を調査した。判例が公表されている法域、統計が発表されている法域もある一方、これらの事例が集積されていない法域も存した。

## 第2章 調査方法

主な調査方法は、報告者による文献・判例の調査、報告者が勤務しているラジャ・タン法律事務所の各法域の弁護士をはじめとする仲裁の実務家に対するヒアリングである。

回答に協力していただいた法律事務所は以下のとおりである。また、シンガポール国際仲裁センター（Singapore International Arbitration Centre<sup>6</sup>）にも多大な協力をいただいた。

調査対象国	実務家
インド	Singapore International Arbitration Centre DSK Legal
インドネシア	Rajah & Tann LLP, Indonesia Desk Assegaf Hamzah & Partners KarimSyah Law Firm
カンボジア	Rajah & Tann LLP (Sok & Heng)
シンガポール	Rajah & Tann LLP
タイ	Rajah & Tann Thailand Limited Herbert Smith LLP
中国	Rajah & Tann LLP, China Desk & Shanghai Office
ベトナム	Rajah & Tann Vietnam LLC DZUNGSRT & ASSOCIATES Herbert Smith LLP
マレーシア	Rajah & Tann LLP (Kamilah & Chong)
その他	Singapore International Arbitration Centre

---

<sup>6</sup> <http://www.siac.org.sg/>

## 第3章 調査結果

### 第1節 インド

#### 1 外国仲裁判断の承認・執行に関する法制度

##### (1)条約

インドは、ニューヨーク条約に、1960年、相互承認留保および商事仲裁留保を付したうえで、加盟している。

インドにおいて注意が必要な点は、外国仲裁判断をインドで承認・執行する場合、上記のニューヨーク条約に加盟しているだけでは足りず、原則として、相互主義が満たされているとインド中央政府が官報によって通知した国のみについて承認・執行を認めている点である（インド仲裁法44条(b)）。2011年12月末時点で、この官報によって通知した国は以下のとおりである<sup>7</sup>。

**アジア** 日本、シンガポール、マレーシア、韓国、タイ、中国、香港、マカオ<sup>8</sup>

**ヨーロッパ** イギリス、イタリア、オランダ、ドイツ、フランス、スイス、デンマーク、ギリシア、スウェーデン、スペイン、チェコ、スロバキア、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ルーマニア

**北米** アメリカ

**その他** エクアドル、エジプト、ガーナ、キューバ、クウェート、サンマリノ、シリア、タンザニア、中央アフリカ、チュニジア、チリ、トリニダードトバゴ、ナイジェリア、ブルガリア、ボツワナ、マダガスカル、メキシコ、モロッコ、オーストラリア

したがって、上記に記載した法域以外を仲裁地とした仲裁判断は、インドにおいて承認・執行が認められないのが原則である<sup>9</sup>。

特に注目すべきは、台湾、ニュージーランド、カナダ等が上記の官報に含まれていない点である。したがって、インドに対して投資を行う際には、必ず、上記のリストに掲載されている法域を仲裁地として選択しなければならない。

例えば、日本企業がインドに対して投資を行うに際して、カナダを仲裁地として選定した場合、仲裁判断をインド国内で承認・執行できないため、カナダを仲裁地として選択してはならない。したがって、例えば第三国を仲裁地とするのであれば、上記リストに存する法域を選択しなくてはならない。

<sup>7</sup> 調査時が2011年4月末であることに留意されたい。

<sup>8</sup> 2012年3月19日、インド政府官報に中国、香港、マカオも含まれることとなった。このため、インドに対する関係において、香港を仲裁地とする場合と、シンガポールを仲裁地とする場合の差異はなくなった。

<sup>9</sup> もっとも、USSR崩壊後のウクライナでなされた仲裁判断については、上記の官報に通知されていなかったものの、承認・執行が可能となった例もあるとのことである（Transocean Shipping Agency (P) Ltd. v. Black Sea Shipping, (1998) 2 SCC 281）。



## (2) 仲裁法制

インドの仲裁は、1996年仲裁・調停法（Arbitration and Conciliation Act 1996、「インド仲裁法」）によって規律されている<sup>10</sup>。インド仲裁法は、モデル法に則っていると評価されている<sup>11</sup>。

インド仲裁法は、4つの章（Part）からなっており、第1章は仲裁、第2章は外国仲裁判断の執行、第3章は調停、第4章は附則で構成されている。

## (3) 常設仲裁機関

インドの主要な常設仲裁機関は、以下のとおりである。その他にも多数の常設仲裁機関が存在する。

India Council of Arbitration<sup>12</sup>

FICCI Arbitration and Conciliation Tribunal<sup>13</sup>

Indian Institute of Arbitration & Mediation<sup>14</sup>

London Court of International Arbitration (LCIA) India<sup>15</sup>

また、インドにおいては、常設仲裁機関を利用しない、モデル法等に準拠したアドホック仲裁が大半を占めていると言われている。

## (4) 外国仲裁判断の承認・執行の方法

外国仲裁判断の承認・執行については、インド仲裁法 46 条および 47 条において以下のとおり定められている。

外国仲裁判断が拘束力を持つ場合について、同章に基づいて承認・執行され得るいかなる外国仲裁判断も、仲裁判断が下された当事者に対し拘束力を有するものとして扱われる（インド仲裁法 46 条）。

そして、承認・執行を行うためには、適正な仲裁判断の原本または謄本、適正な仲裁合意の原本または謄本、外国仲裁判断であることを示す証拠、および英語以外で仲裁判断または仲裁合意が記載されていた場合は、翻訳を付さなければならない（インド仲裁法 47 条）。

## (5) 外国仲裁判断の拒絶事由

インド仲裁法 48 条 1 項には、以下のとおりの外国仲裁判断の拒絶事由が定められている。

・合意書の当事者が、準拠法の下では無能力であった、またはかかる合意書が当事者の準拠法の下、あるいは仲裁判断が下された国の法の下では有効でない場合

<sup>10</sup> インド仲裁法の成立によって、Arbitration Act, 1940、Arbitration (Protocol and Convention) Act, 1937、Foreign Awards (Recognition and Enforcement) Act, 1961 は廃止された。

<sup>11</sup> 2010年4月に、インド法務省は、重要な10通の仲裁法のコンサルテーションペーパーを公表しており、2012年3月末日、現在、改正のための検討中である。

<sup>12</sup> <http://www.icaindia.co.in/>

<sup>13</sup> <http://www.ficci.com/sector.asp?secid=48>

<sup>14</sup> [http://arbitrationindia.org/htm/iiam\\_news.html](http://arbitrationindia.org/htm/iiam_news.html)

<sup>15</sup> <http://www.lcia-india.org/Default.aspx>

- ・行使される側の当事者が、仲裁人の指名、あるいは仲裁手続について適切な通知を受けなかった、または主張を申立てることができなかった場合
- ・仲裁判断が、予定されていない、または仲裁付託の条項にない事項に関するものである、または仲裁付託の範囲を超えた事項に関する判定を含むものである場合（ただし、付託された事項に関する判定が、付託されていない事項に関する判定と切り離すことができる場合においては、付託された事項に関する判定を含む仲裁判断が執行される）
- ・仲裁における権限者、または仲裁手続の構成が当事者間の合意に沿ったものでない、かかる合意が存在しない場合、仲裁が行われた国の法に順守していない場合
- ・仲裁判断が、当事者に対してまだ拘束力を持たない、あるいは、仲裁判断が下された国の関係当局、またはその国の法律により、仲裁判断が取消または保留とされている場合

仲裁判断の承認・執行は、裁判所は以下であることを判断した場合にも拒絶され得るとされている（インド仲裁法 48 条 2 項）。

- ・争点が、インドの法の下では、仲裁により解決することができないものである場合、または
- ・仲裁判断の承認・執行が、インドの公序良俗に反するものである場合

かように、インド仲裁法における外国仲裁判断の拒絶事由は、モデル法に準拠した規定となっている。

## 2 外国仲裁判断の承認・執行に関する裁判所による運用の実情

### (1)外国仲裁判断に対するインド仲裁法の適用の有無に関する判例

インド仲裁法第 1 章において、仲裁地がインド国内である場合に、インド仲裁法が適用されると記載されている（インド仲裁法 2 条 2 項）。他方、インド国外を仲裁地とする仲裁についてインド仲裁法第 1 章が適用されるか否かについては、特段、記載はない。したがって、インド国外を仲裁地とする仲裁について、果たしてインドの裁判所が介入・援助を行うことができるのかという論点が、インドの裁判所で争われてきた。

この点は、日本企業にとっても重要である。すなわち、インドの裁判は遅延が常態化しており、多大な時間とコストがかかるため、できるだけ避けたい選択肢である。他方、インドを仲裁地とした仲裁を選択した場合であったとしても、インドの裁判所による介入がなされる可能性があるため（例えば、仲裁廷の管轄の有無についての仲裁廷の決定についてインド裁判所に無効確認を求める、仲裁合意の不存在を理由にインド裁判所に仲裁停止の申立を行う、仲裁判断の取消をインド裁判所に求める等）、これもやはり避けたい選択肢である。

したがって、インド国外を仲裁地とすることが、日本企業にとっては有効な選択肢であるが、そうした（インド国外を仲裁地として選択した）にもかかわらず、インド裁判所が介入してくる可能性があるということである。

	インド国内	インド国外
裁判	遅延の常態化等により回避すべき	外国判決は、インド国内に対して承認・執行が困難であるため採用は困難
仲裁	インドの裁判所の介入の可能性が	一番有効な選択肢と考えられる

	あるため、回避すべき	⇒しかし、以下のとおり、インド仲裁法第1章が適用されるとの判例があり、外国仲裁判断に対してもインド裁判所による介入がなされる可能性があるため注意が必要
--	------------	---

**①Bhatia International v Bulk Trading S.A. (インド最高裁判決 2002年3月13日)**

インド国外の法人である原告は、インド法人である被告に対し、パリにおいてICC仲裁規則に基づいて仲裁を申立てるとともに、インドにおける被告の資産を保全するため、インド仲裁法9条に基づいて暫定的処分を申立てた。争点は、インド国外を仲裁地とする仲裁について、暫定的措置を定めるインド仲裁法9条を含む第1章の適用がなされるかどうかであった。これについてインド最高裁判所は、インド国外を仲裁地とする場合にはインド仲裁法の第1章は適用されないとは定められていないため、インド国外を仲裁地とする場合にも第1章の適用の可能性があることを認めた。

**□Venture Global Engineering v Satyam Computer Service Ltd; and Anr. (インド最高裁判決 2008年1月10日)**

米国ミシガン州法人である被告、およびインド法人である原告が、インドにおいて合弁会社を設立した。この合弁会社について株主間協定違反があったとして原告は、被告の保有する合弁会社株式を買い取ることを主張し、イギリスにおいて仲裁を申立てた。

仲裁において原告の主張が認められ、被告に対して株式譲渡を行うよう仲裁判断が下されたものの、被告は同仲裁判断に基づく株式譲渡に任意に応じなかった。このため、原告はミシガン東部地区地方裁判所に対して仲裁判断の執行訴訟を提起した。これに対し被告は、株式譲渡がインド外国為替管理法等に反するとして争うとともに、インド裁判所にインド仲裁法34条に基づく仲裁判断の取消訴訟を提起した。

一般的には、仲裁判断の取消の訴えを提起する場合、仲裁判断の取消の訴えの裁判管轄は仲裁判断が下された仲裁地のみにあると考えられている。したがって、例えば、中国とインドの企業がシンガポールを仲裁地として仲裁判断を得た場合、仲裁判断の取消を行うための管轄は、シンガポールの裁判所のみにあるのが一般的である。しかしながら、インド最高裁判所は本判決において、インド仲裁法第1章34条<sup>16</sup>に基づきインドの裁判所においても、イギリスの仲裁判断についての取消の訴えを提起できるとの判断を行った。すなわち、本判決においては、外国仲裁判断の場合であっても、当事者がインド仲裁法第1章の適用を明確に排除しない限り、同法同条が適用される可能性がある」と判示した。

この判例は、かように外国仲裁判断であっても、インド裁判所が取消し得ることを示唆したため、重大な意味をもっている。インド仲裁法の適用を嫌って（インド裁判所の介入を嫌って）、外国を仲裁地とすることに合意したとしても、インド仲裁法の適用がある（インド裁判所の介入を排除できない）可能性が示されたからである。

<sup>16</sup> インド仲裁法34条においては、ニューヨーク条約5条とほぼ同様の取消事由が記載されている。

## □その他の判例の状況

以上のように、インドにおいては、外国仲裁判断であっても、インド仲裁法第1章の適用があるか否かについては、大きな論点となっている。上記の判例以外の判例の状況をまとめると以上のとおりである<sup>17</sup>。

	契約の準拠法	仲裁規則	仲裁地	執られた手続	仲裁法第1章の適用の有無
Hardy Oil and Gas Limited vs Hindustran Oil Exploration (Gujarat HC, 20 July, 2005)	インド	LCIA規則	ロンドン	暫定的措置(9条)	不適用
Indtel Technical Service Pvt. Ltd vs W.S. Atkins Plc. (Supreme Court, 25 August, 2008)	イギリス	N.A.	N.A.	仲裁人の選任(11条)	適用
Citation Infoware Ltd. vs Equinox Coporation (Supreme Court, 20 April, 2009)	アメリカ	N.A.	N.A.	仲裁人の選任(11条)	適用
DGS Realtors Pvt. Ltd vs Realogy Corporation (Delhi HC, 3 September, 2009)	アメリカ	AAA規則	ニューヨーク	暫定的措置(9条)	適用
Max India Limited vs General Binding Corporation (Delhi HC, 16 July, 2009)	シンガポール	SIAC規則	シンガポール	暫定的措置(9条)	不適用
Dozco India P. Ltd vs Doosan Infracore Co, Ltd, (Supreme Court, 8 October, 2010)	韓国	ICC規則	ソウル	仲裁人の選任(11条)	不適用
Unknown (Madras HC, 12 April, 2011)	シンガポール	SIAC規則	シンガポール	暫定的措置(9条)	不適用
Videocon Industries Ltd. vs Union of India & Anr. (Supreme Court, 11 May, 2011)	インド	N.A.	クアラルンプール	暫定的措置(9条)	不適用
Yograj Infra. Ltd vs Ssang Yong Engineering (Supreme Court, 1 September, 2011)	インド	SIAC規則	シンガポール	仲裁廷の暫定的判断に対する上訴(37条)	不適用
PRIMA BUILDWELL PRIVATE LTD. & ORS. vs LOST CITY DEVELOPMENTS LLC & ORS. (Delhi High Court, 2011)	イギリス	ICC規則	ロンドン	暫定的措置(9条)	不適用

上記をみるとインドの裁判所による外国仲裁判断への介入は、近年は比較的、謙抑的になっていると考えることができるが、必ずしも油断できない状態が続いている。

また、上記の表の結果に鑑み、仲裁地の規定が合意されていなかった場合に、インド仲裁法第1章の適用があると判断されている判例があることから、日本企業としては、仲裁合意を行う際に、その中で、必ず仲裁地、利用する仲裁規則を明示しておく必要があるといえる。

## (2)公序良俗の意義

<sup>17</sup> 「Interventionist, No More?」 Ankit Goyal および Vivekananda N. 著  
[http://www.siac.org.sg/index.php?option=com\\_content&view=article&id=327:interventionist-no-more&catid=56:articles&Itemid=171](http://www.siac.org.sg/index.php?option=com_content&view=article&id=327:interventionist-no-more&catid=56:articles&Itemid=171)

インドの契約法（Contract Act）においても、公序良俗の意味は一義的に記載されておらず、その意義は、判例の解釈によるところとなっている。

#### □Renusagar Power Co. v. General Electric Corporation<sup>18</sup>（インド最高裁判決 1969年）

1960年代の古い判例であるが、同判決において、公序良俗の意味について、最高裁判所は、根本的なインド法の本質またはインドの国益、正義、道徳に限定されるべきであると判示し、公序良俗の範囲を限定的に解釈していた。

#### □ONGC LTD v SAW PIPES LTD<sup>19</sup>（インド最高裁判決 2003年4月17日）

上記の伝統的な公序良俗の意義とは違う解釈をしたのが本件である。

インド法人同士の国内仲裁の事案であるが、ONGC LTD（「ONGC」）はSaw Pipes Ltd（「SAW」）の債務不履行に基づき予定損害賠償額を支払代金から減額したところ、SAWがこれを争ったため、仲裁となった。仲裁廷は予定損害賠償額と異なる損害額を認定したため、ONGCはこの仲裁判断の内容がインド仲裁法28条3項に反するとして仲裁判断の取消を申立てた。

インド最高裁判所は、この仲裁判断がインドの公序良俗に反するとして無効とした。インド最高裁判所は、上記Renusagar Power Co.においては、公序良俗違反とは単なる法律違反の場合ではなく、インド法の基本原則、インドの国家としての利益、または正義の原則または道徳に違反する場合のみであると判断していた。しかし、本判決においては、公序良俗の定義の範囲が広げられ、仲裁判断の取消事由との関係では公序良俗を限定的に考える必要はなく、インド仲裁法27条違反等の明白に違法な場合も（Patently Illegal）、公序良俗に反すると判断した。

かように最高裁判所において、法律に明確に反する場合においても、公序良俗に反すると判断された意義は大きいと解されている<sup>20</sup>。

### 3 調査結果をふまえた望ましい紛争解決条項

前述のように、インドにおける訴訟の遅延は常態化しており、その解決のためには多大な時間・コストを要する。このため、インドにおける訴訟をできるだけ避ける必要があるため、仲裁を選択することには意義がある。もっとも、インド国内の仲裁では、仲裁判断の取消をはじめとする多くのインド裁判所による介入の可能性があるため、やはり避けるべきである。そうすると、インド国外を仲裁地とする仲裁に合意する必要があるが、これについては上記の判例にみられるようにインド仲裁法の適用の余地を明確に排除しておかなければ、外国の仲裁に対してもインドの裁判所による仲裁に対する介入の可能性がある。

他方、インドの仲裁法に基づき、インドの相手方に対して、インド裁判所による暫定措置を求める（インド仲裁法9条）、インド裁判所による証拠収集について裁判所の援助を求める（インド仲裁法27条）必要が発生する場合もある。したがっ

<sup>18</sup> 1969 (2) SCC 554

<sup>19</sup> 2003 (5) SCC 705 and 2005 (8) SCC 618

<sup>20</sup> もっとも、当該判決は国内仲裁判断に関するものであるため、当該基準はあくまでも国内仲裁判断に対する基準であり、Renusagar Power Co.の基準が外国仲裁判断には適用されるとの意見を有している実務家も多い

て、インド仲裁法第 1 章は明確に排除するものの、仲裁法 9 条、仲裁法 27 条は利用できるようにしておいたほうが良い場合もある。

以上より、事案によるものの、インド国外を仲裁地として選択する場合において、推奨される仲裁合意は以下のとおりである（以下は SIAC を仲裁機関とするモデル）。

Any dispute arising out of or in connection with this contract, including any question regarding its existence, validity or termination, shall be referred to and finally resolved by arbitration [in Singapore] in accordance with the Arbitration Rules of the Singapore International Arbitration Centre (“SIAC Rules”) in force at the date of applying for arbitration, which rules are deemed to be incorporated by reference in this clause.

The number of arbitrators shall be [1/3].

The language of the arbitration shall be [English].

**The parties agree to exclude (for the avoidance of any doubt) the applicability of the provisions of Part I [save and except Section 9 and Section 27 thereof] of the Indian Arbitration and Conciliation Act 1996 to any arbitration under this Clause.**

なお、参考までにインド仲裁法 9 条、27 条は以下のとおりの記載となっている。

#### **9. Interim measures etc. by Court.**

A party may, before, or during arbitral proceedings or at any time after the making of the arbitral award but before it is enforced in accordance with section 36, apply to a court-

- (i) for the appointment of a guardian for a minor or person of unsound mind for the purposes of arbitral proceedings; or
- (ii) for an interim measure or protection in respect of any of the following matters, namely:-
  - (a) the preservation, interim custody or sale of any goods which are the subject-matter of the arbitration agreement;
  - (b) securing the amount in dispute in the arbitration;
  - (c) the detention, preservation or inspection of any property or thing which is the subject-matter of the dispute in arbitration, or as to which any question may arise therein and authorising for any of the aforesaid purposes any person to enter upon any land or building in the possession of any party or authorising any samples to be taken or any observation to be made, or experiment to be tried, which may be necessary or expedient for the purpose of obtaining full information or evidence;
  - (d) interim injunction or the appointment of a receiver;
  - (e) such other interim measure of protection as may appear to the Court to be just and convenient, and the Court shall have the same power for making orders as it has for the purpose of, and in relation to, any proceedings before it.

#### **27. Court assistance in taking evidence.**

- (1) The arbitral tribunal, or a party with the approval of the arbitral tribunal, may apply to the Court for assistance in taking evidence.
- (2) The application shall specify----
  - (a) the names and addresses of the parties and the arbitrators.
  - (b) the general nature of the claim and the relief sought;
  - (c) the evidence to be obtained, in particular,----
    - (i) the name and address of any person to be heard as witness or expert witness and a statement of the subject-matter of the testimony required;
    - (ii) the description of an document to be produced or property to be inspected.

- (3) The Court may, within its competence and according to its rules on taking evidence, execute the request or ordering that the evidence be provided directly to the arbitral tribunal.
- (4) The Court may, while making or order under sub-section (3), issue the same processes to witnesses as it may issue in suits tried before it.
- (5) Persons failing to attend in accordance with such process, or making any other fault, or refusing to give their evidence, or guilty of any contempt to the arbitral tribunal during the conduct of arbitral proceedings, shall be subject to the like disadvantages, penalties and punishments by order of the Court on the representation of the arbitral tribunal as they would incur for the like offences in suits tried before the Court.
- (6) In this section the expression "Processes" includes summonses and commissions for the examination of witnesses and summonses to produce documents.

加えて、前述したように、インド国外を仲裁地として選択する際に、上記のとおりインド官報によって承認されている法域を仲裁地として選択するように注意が必要である。

#### 4 実施中の改善点、改善が必要と考えられる点

##### (1)遅延の常態化

まず、インド裁判所の最大の問題点は、その遅延の常態化であり、一度、裁判に巻き込まれてしまった場合、解決には5年、10年、またはそれ以上かかることも稀ではない。インド裁判所の案件に巻き込まれた企業へのヒアリングによれば、一度、裁判所の期日が延期されると、次回の期日が半年後となってしまうことも頻繁にあるとのことである。したがって、これがインドの裁判所を敬遠しなければならないもっとも重要な理由となっており、この遅延を解消が最も大きな改善点であるといえよう。

##### (2)外国仲裁への介入

さらに、インドの裁判所は、インド国外を仲裁地とする外国仲裁手続にはできるだけ介入すべきではない。インド仲裁法第1章は、原則として、外国仲裁手続には適用されないことを明確にすべきである。この点は、上述のように介入の度合いは近年は解消されてきているものの、まだまだ油断できない状態が続いている。インド仲裁法は、外国を仲裁地とする判断には適用されないことを明確にすべきである。

##### (3)公序良俗の意義

また、公序良俗の意義についても、広い考え方がとられた判例が見られる。特に、法律に明確に違反した場合までも含むと考えるのは、広範に過ぎる。国際標準に照らし、できるだけ公序良俗の意義を限定的にとらえるようにすべきである。

以上のとおり、インドの裁判所は、外国仲裁判断を尊重し、公序良俗の意義は限定的に解し、外国仲裁判断には介入しない姿勢を明確にすべきと考える。

##### (4)ニューヨーク条約の精神の遵守

さらにインドは、外国仲裁判断について、インド中央政府が官報によって通知した国についてのみ承認・執行するという姿勢をとっているが、これは極めて異例である。かような法律の規定なしに（または法律の適用される国を拡大し）、ニューヨーク条約の精神を遵守し、外国仲裁判断の承認・執行を認めるべきである



## 第2節 インドネシア

### 1 外国仲裁判断の承認・執行に関する法制度

インドネシアは訴訟社会ではなく、紛争は交渉ベースで解決されることが多いと言われている。しかし、紛争が発生してしまった場合、インドネシアの裁判所は、汚職の問題をはらんでいるため、外国投資家にとってインドネシアの裁判所による紛争の解決は、一般的には避けておきたい道であるとされている。また、裁判のスピードは必ずしも早くなく、三審制である上に、Judicial Review という再審に類した制度があるため、紛争を解決するために多大な時間を要する。

さらに、インドネシアにおいては、外国裁判判決の承認・執行はできないのが原則である<sup>21</sup>。このため、紛争解決手段を外国裁判所に求めたとしても、その外国裁判所の判決の承認・執行も原則的には望めない状況である。

このため、第三国（インドネシア国外）を仲裁地とした仲裁によって紛争を解決することは、日本企業のリスク管理のための重要な手法であるといえる。

#### (1)条約

インドネシアは、ニューヨーク条約を1981年に批准し、Presidential Decree No.34 of 1981によってこれを実施している。

#### (2)仲裁法制

当初は、インドネシアの仲裁法制は、オランダ民事訴訟法（Burgelijke Reglement of de Rechtsvordering）によって規定されていた。この法律においては、外国仲裁判断の承認・執行は、原則認められておらず、1981年にニューヨーク条約を批准したにもかかわらず、それを実際に適用する法律がないという状況が続いていた。

その9年後、1990年最高裁判所規則1号（Supreme Court Regulation No.1 of 1990）が発せられ、これによって初めて外国仲裁判断の承認・執行について規定されることとなった。しかし、これはあくまでも部分的な規則にしか過ぎず、包括的な仲裁について定めた法律は存しなかった。

1999年、インドネシアにおいて初めて、仲裁制度について包括的に定めた法律が制定された。これが、1999年仲裁および裁判外紛争解決に関する法律30号（Law Concerning Arbitration and Alternative Dispute Resolution, No. 30 of 1999、「インドネシア仲裁法」）である。この法律の施行によって、それ以前の仲裁について定めた法律、規則は無効とされ、現在、このインドネシア仲裁法がインドネシアの仲裁制度の中核を担う法律である。

インドネシア仲裁法は、モデル法の精神に沿っている部分も一部あるが、一般的にはモデル法に準拠しているとは評価されていない。そもそも法律の構成自体も異なる上、例えば、インドネシア仲裁法によれば、仲裁の管轄は仲裁人自身が定めるという重要な法理が欠落しており、これによってインドネシア裁判所による管轄に

<sup>21</sup> 「International Arbitration Law Review」第3巻第6号（2000年12月）「Enforcement of Arbitration Awards in Indonesia」Karen Mills 著

ついでに介入を招く結果となっている。また、後述のように仲裁判断の取消についての規定の仕方がそもそもモデル法のそれとは異なっている。

### (3) 仲裁機関

インドネシアにおける中心的な常設仲裁機関は、Badan Arbitase Nasional Indonesia（「BANI」）である。BANIは、Indonesia Chamber of Commerce and Industry(Kamar Dagang Industri Indonesia)によって設立された。

報告者のBANIに対するインタビューによれば、BANIにおける最近の取扱件数は以下のとおりであるとのことである。

	件数	国際仲裁の割合	外国人当事者の割合
2009年	49件	48%	8%
2010年	41件	44%	7%
2011年	56件	46%	6%

### (4) 外国仲裁判断の承認・執行の方法<sup>22</sup>

外国仲裁判断の承認・執行は、インドネシア仲裁法第6章 Second Part が定めている。概要としては、(1)外国仲裁判断の登録、(2)Exequatur（執行許可命令）の取得、(3)実際のインドネシア民事訴訟法の手続に従った執行手続という手順を経なければならない。

#### □ 外国仲裁判断の登録

外国仲裁判断の承認・執行を行うためには、まず、当該外国仲裁判断を中央ジャカルタ地方裁判所（The District of Central Jakarta）の書記官に対し、登録しなければならない（インドネシア仲裁法 67 条 1 項）。この登録のための期間制限は、国内仲裁の場合は存するが（国内仲裁においては仲裁判断がなされてから 30 日以内、インドネシア仲裁法 59 条 1 項）、外国仲裁判断の場合は存しない。

#### □ Exequatur の取得

その後、外国仲裁判断の承認・執行を求める当事者は、中央ジャカルタ地方裁判所長による Exequatur という外国仲裁判断の承認・執行の執行許可命令を取得しなければならない（インドネシア仲裁法 66 条 d）。

インドネシア仲裁法によれば、インドネシア共和国自身が仲裁の当事者となっていない限り、中央ジャカルタ地方裁判所長が、Exequatur を発する権限を有している（インドネシア仲裁法 65 条、66 条 e）<sup>23</sup>。他方、当事者がインドネシア共和国自

<sup>22</sup> 国内仲裁の承認・執行についてはインドネシア仲裁法第6章 First Part が定めており、仲裁判断の原本または謄本を、仲裁判断が発せられた時点から 30 日以内に、仲裁人またはその代理人によって、仲裁地方裁判所の書記官に対して配布し、登録しなければならない（インドネシア仲裁法 59 条 1 項）。この仲裁判断の登録がなされなかった場合、仲裁判断の承認・執行を行ってはならない（インドネシア仲裁法 59 条 4 項）。

<sup>23</sup> インドネシア仲裁法が施行される以前は、1990 年最高裁判所規則 1 号（Supreme Court Regulation No.1 of 1990）によって、外国仲裁判断が規定されていたが、これによると、中央ジャカルタ地方裁判所に申立てられた後、それは必ず最高裁判所に送付され、最高裁判所から Exequatur が発せられな

身であった場合は、インドネシア最高裁判所が、Exequatur を発することができる（インドネシア仲裁法 66 条 e）。

Exequatur を申立てる際には、

- ・ 仲裁判断およびその基となる仲裁合意の原本または謄本（いずれも外国語の場合はインドネシア語への翻訳を付さなければならない）、
  - ・ 当該外国仲裁判断が下された国に存するインドネシア大使館等による、インドネシアとその国の間に双方に外国仲裁判断の承認・執行に関する条約が存することを示す証明書
- を付さなければならない（インドネシア仲裁法 67 条 2 項）。

Exequatur の発令が、中央ジャカルタ地方裁判所によって拒絶された場合、当事者は、最高裁判所に上訴することができる。その場合、最高裁は、上訴の申立後、90 日以内に判断しなくてはならない（インドネシア仲裁法 68 条 2 項、3 項）。他方、Exequatur の発令が承認された場合、上訴の対象とはならない（インドネシア仲裁法 68 条 1 項）。

実務的に、登録を行ってから Exequatur の取得まで、法定の期限は設定されていないものの 6 か月程度であるとされている。もっとも、場合によっては、1 か月以内に Exequatur が取得された例も存する。

#### □インドネシア民事訴訟法の手続に従った執行手続

Exequatur の発令が行われた後、インドネシア民事訴訟法に従った実際の執行手続が行われることになる。この手続は、管轄権を有する地方裁判所の長官によって執り行われることとなる。インドネシア仲裁法においては、Seizure および Attachment などの手続が規定されている（インドネシア仲裁法 69 条）。

### (5)外国仲裁判断の拒絶事由

#### ①承認・執行が拒絶される場合

インドネシア仲裁法 66 条には、以下の場合にのみ、国際仲裁判断が承認・執行されると記載されている。

- (a) 外国仲裁判断が下された国において、インドネシアとの間に国際仲裁判断の承認・執行に関する相互的なまたは多国間的な条約が締結されていること
- (b) 外国仲裁判断が、商業的な法律の範囲内について、下されたものであること
- (c) 外国仲裁判断が、インドネシアの公序良俗に反しないこと
- (d) 外国仲裁判断が、ジャカルタ中央地方裁判所の裁判長長官による Exequatur が下された場合であること
- (e) 外国仲裁判断における一方当事者がインドネシア共和国自身であったとき、インドネシア共和国最高裁判所による Exequatur が下された場合であること（この命令はジャカルタ中央裁判所に執行のため委任することができる）

---

ければならなかった。インドネシア仲裁法においては、インドネシア共和国自身が当事者でない場合は、最高裁判所に移送しなくても、中央ジャカルタ地方裁判所長が、発することができることとし、この点において、執行・承認手続の迅速化が図られた。

## □仲裁判断の取消 (Annulment) <sup>24</sup>

後述のようにインドネシアにおいては、外国仲裁判断であったとしてもインドネシア国内における仲裁判断の取消に注意が必要である。

インドネシア仲裁法 7 章が、国内仲裁判断および外国仲裁判断についての取消 (Annulment) について定めている。仲裁判断の取消が認められるのは、以下の場合に限定されている (インドネシア仲裁法 70 条)。

(a) 仲裁判断がなされた後に提出された書簡、書面が、誤りまたは偽造と判断され (acknowledged to be false or forged)、または偽造であると宣言された (declared to be forgeries) 場合、

(b) 仲裁判断がなされた後、重要な証拠が、他方当事者によって隠蔽されたことが判明した場合、または

(c) 仲裁判断が一方当事者による詐欺の結果によってなされた場合

これは、インドネシアの公序良俗に反した場合、および仲裁廷の管轄がなかった場合などが含まれておらず、モデル法と比較しても極めて限定されている。

取消を求める当事者は、仲裁判断の取消から 30 日以内に取消の申立を、書面で地方裁判所に行わなければならない (インドネシア仲裁法 71 条)。地方裁判所の長官は申立から 30 日以内に処理しなければならない (インドネシア仲裁法 72 条 3 項)。

地方裁判所の決定に対する上訴は、最高裁判所に行うことができる (インドネシア仲裁法 72 条 4 項)。最高裁判所は申立から 30 日以内に処理しなければならない (インドネシア仲裁法 72 条 5 項)。

## 2 外国仲裁判断の承認・執行に関する裁判所による運用の実情

インドネシアにおける外国仲裁判断の承認・執行の状況は以下のとおりである。

### (1) 統計

#### □インドネシア仲裁法施行以前の状況

	外国仲裁判断 の登録数	承認・執行を 求めた事件数	承認・執行が認 められた事例	承認・執行が拒 絶された事例
インドネシア 仲裁法施行前	9 件	9 件	6 件	3 件

仲裁法施行前において承認・執行が認められなかった 3 件の理由は、まず 1 件は、取下げられたもので、和解が成立したものと考えられている。もう 1 件は、インドネシア国外において下された仲裁判断ではなく、国際仲裁ではないとして拒絶された。最後の 1 件は、仲裁合意が当事者によって、合意されていなかったとして拒絶された。

#### □インドネシア仲裁法施行後 2009 年 3 月末の状況<sup>25</sup>

<sup>24</sup> インドネシア仲裁法の多くの翻訳においては、Set Aside ではなく、Annulment という翻訳が当てられている。本稿では、これを仲裁判断の取消と訳した。

<sup>25</sup> 報告者は、それ以降のアップデートについて調査したものの、現時点では行われていないとのことであった。

	外国仲裁判断 の登録数	当事者が Exequatur を 求めた事件数	Exequatur が認 められた事例	Exequatur が認 められなかった 事例
仲裁法施行後	18 件	10 件	8 件	2 件

仲裁法施行後 18 件の外国仲裁判断が登録された。そのうち、8 件は登録されただけで、その後の手続は行われなかった（おそらく和解などによって解決したものと考えられる）。残りの 10 件については Exequatur の申立が行われ、8 件については速やかに認められたが、2 件については Exequatur が認められなかった<sup>26</sup>。

以上の統計によれば、インドネシアにおける外国仲裁の承認・執行の状況は必ずしも悪くないといえることができる。この点、報告者において数々の実務家にインタビューを行ったところ<sup>27</sup>、上記統計の示すところと同様に、インドネシアにおける外国仲裁判断の承認・執行の状況は悪くないとのことであった。

以下、具体的な事例を示すこととする。

## (2)外国仲裁判断の承認・執行が認められた事例<sup>28</sup>

### ①PT. Wahana Adhireksa Wiraswasta v. Cocoa Merchants' Association of America, Inc.,

1999 年 10 月 26 日に下された仲裁判断が、2001 年 7 月 18 日に中央ジャカルタ地方裁判所に登録され、2001 年 9 月に執行が認められた。なお、この際、2000 年 9 月 5 日、中央ジャカルタ地方裁判所は、被告に対し、その執行を受け容れるよう警告書を発したとのことである。

### ②Oceanis Shipping Limited v. Mrs. R. Adji A. Suryo Di Puro

1998 年 11 月 4 日に下された LCIA の仲裁判断が、2001 年 2 月 15 日に中央ジャカルタ地方裁判所に登録され、その 2 か月後に裁判所は承認・執行を認めた。原告は、2001 年 8 月には Writ of Confiscation を得て、資産の差押えを行い、競売によって回収を行ったとのことである。

### ③Son, Han-Pil (representing of Dong San Machine Co.) v. Herman Tanurahrarja

Korean Commercial Arbitration Board の仲裁判断が、2001 年 2 月に中央ジャカルタ地方裁判所に登録され、4 月には裁判所は承認・執行が認めた。そして、同年 9 月には、原告は、Writ of Confiscation を得たとのことである

### ④Balmac International Inc. v. Firma Sinar Nusantara

2000 年 11 月に下された Cocoa Merchants Association of America の仲裁判断が、2001 年 4 月 11 日、中央ジャカルタ地方裁判所に登録され、5 月に裁判所は承認・

<sup>26</sup> 後述の Bankers Trust Company & Bankers Trust International vs. PT. Jakarta International Hotels and Development, Tbk, および Bankers Trust Company & Bankers Trust International vs. PT. Mayora Indah.

<sup>27</sup> 具体的には、報告者においては、Rjah & Tann LLP、Karimshay、Harvert Smith の複数名のパートナー、Singapore International Arbitration Centre の複数名の担当者にヒアリングを行った。

<sup>28</sup> 承認・執行が認められた事例の一部は、「The Enforcement and Annulment of International Arbitration Award in Indoensia」(Noah Rubins 著)に紹介されている。

執行を認めた。そして、2001年6月25日、中央ジャカルタ地方裁判所は、Writ of Confiscation を認めた。

### (3)外国仲裁判断の承認・執行が拒絶された事例

#### ①Bankers Trust Company & Bankers Trust International vs. PT. Jakarta International Hotels and Development, Tbk,

#### ②Bankers Trust Company & Bankers Trust International vs. PT. Mayora Indah.

上記の2つの判例の内容は極めて類似しているため、まとめて記載する。

Bankers Trust Company（「本件銀行」）およびその顧客は、International Swaps and Derivatives Association Master Agreement を締結し、デリバティブ取引に合意していた（「本件デリバティブ契約」）。本件デリバティブ契約にはロンドンを仲裁地とした、LCIA 仲裁規則に基づく、仲裁合意が存在した（「本件仲裁合意」）。

本件デリバティブ契約は、アジア通貨危機以前の1997年に締結されたが、アジア通貨危機によってインドネシアの通貨は、以前の価値の15%から25%程度の価値に下落した。顧客はこれによって、本件デリバティブ契約に基づく支払いが不可能となった。本件銀行との交渉が継続している間に、顧客は、南ジャカルタ地方裁判所に、インドネシアの公序良俗に反するものであるとして、本件デリバティブ契約の無効の申立を行った。

これに対して本件銀行は、本件仲裁合意に基づき、ロンドンで仲裁を申立て、ロンドンの仲裁廷は顧客に対して金員の支払いを求める仲裁判断を下した。本件銀行は、この仲裁判断について、中央ジャカルタ地方裁判所に Exequatur を求めて、登録を行った。

他方、南ジャカルタ地方裁判所は、顧客の申立を認める判決を下した。この裁判において、本件銀行の防訴抗弁に対して、裁判所は本件デリバティブ契約と仲裁合意が規定されていた付属規定は、別の合意であるとして、仲裁廷の管轄が認めなかった（この決定は、仲裁廷の管轄が認められるとしたロンドン仲裁とは全く逆の認定であった）。

本件銀行は南ジャカルタ地方裁判所の判決に対して、上訴をするとともに、中央ジャカルタ地方裁判所に対して、ロンドン仲裁の仲裁判断の Exequatur を求めた。中央ジャカルタ裁判所は、本件銀行の申立を拒否し、Exequatur を認めなかった<sup>29</sup>。

本件銀行は、最高裁判所に対して Cassation という上訴手続の一種を行い、執行を求めたが、最高裁判所は執行について、他の矛盾する裁判手続が係属中は、停止すべきであるとの判断を下した。本件銀行は、さらにこれに対して、Judicial Review という再審に類似した手続を最高裁判所に申立てた。最終的に最高裁判所は、中央ジャカルタ地方裁判所の判決を覆し、取消は棄却された。

### (3)仲裁判断の取消に関する事例

<sup>29</sup> その理由は、「Enforcement of Arbitration Award in Indonesia & Other Issues of Judicial Involvement in Arbitration」（Karen Mills 著）によれば、中央ジャカルタ裁判所が、それと矛盾する南ジャカルタ地方裁判所の裁判所の手続が上訴審に継続中であり、最終的な判断に至っていない段階で承認・執行を認めることを嫌がったためであるとのことである。

上記のほか、インドネシアにおいては、インドと同じく、外国仲裁判断であるにもかかわらず、インドネシアの裁判所が管轄を認め、その外国仲裁判断の取消が認められてしまう例が存在するため注意が必要である。

以下、仲裁の取消に関する判例を紹介する。

#### □**Karaha Bodas Company, L.L.C. v. Perusahaan Pertambangan Minyak Dan Gas Bumi Negara**

アメリカの電力会社である Florida Power and Light (アメリカ法人) および Caithness Energy (アメリカ法人) は、特別目的会社である Karaha Bodas Company, L.L.C. (「KBC」) を設立した。Perusahaan Pertamina Minyak Dan Gas Bumi Negara (「Pertamina」) は、インドネシアの国営のガス・石油の会社であり、Perusahaan Listrik Negara (「PLN」) はインドネシアの国営の電力会社であった。1994年11月、KBCとPertaminaは、Joint Operation Contract (JOC) を締結し、地熱発電の開発権をKBCは得た。また、両者は、Energy Sales Contract (ESC) を PLN とともに締結し、Karaha Bodas 地熱発電所で発電された電力を、PLN が Pertamina から購入することも合意された。

その後、アジアの通貨危機がおり、当時のスハルト大統領はこの Karaha Bodas 地熱発電所のプロジェクトの中止の大統領命令を下した。これに対し、KBCは、Pertamina および PLN の契約不履行に基づき、スイスのジュネーブを仲裁地として、仲裁を申立てた。この仲裁はモデル法をもとに、準拠法はインドネシア法で行われた。

このスイスの仲裁において、地熱発電のキャンセルに関して、Pertamina および PLN は KBC に対して、損害賠償を支払うことを求める仲裁判断が下された。

Pertamina は、スイスの裁判所に対して、この仲裁判断の取消を求める請求を行ったが、2001年8月、この取消の訴訟はスイス裁判所によって却下された。

このスイス裁判所の却下判決以前の2001年2月、KBCは、ニューヨーク条約に基づき、アメリカのテキサス地方裁判所において、この仲裁判断に基づく Pertamina の資産についての承認・執行を求めた。

これに対して、Pertamina は、中央ジャカルタ地方裁判所に対して、承認・執行手続の暫定的差止請求、および仲裁判断の取消を求めて提訴した。国際標準からすれば、通常、スイスを仲裁地として行われた仲裁の取消は、スイスの裁判所に管轄が認められるのみであり、インドネシア裁判所は管轄を有していないこととなる。ところが、それにもかかわらず、中央ジャカルタ地方裁判所は、仲裁判断の取消を認めてしまった。さらに、中央ジャカルタ地方裁判所は、この判決の中で、契約が無効であったとしても仲裁合意はそれとは別に有効であり、仲裁廷の管轄が認められるという考え方を採用せず、本契約が無効であることに随伴して仲裁合意も同様に無効であると判断した。また、承認・執行の暫定的差止請求において、中央ジャカルタ地方裁判所は、KBC が執行手続を続行した場合、一日につき US\$ 500,000 の罰金を課す旨の判決を行った。

これに対して、テキサス地方裁判所は、Pertamina は上記のような差止請求を行わないよう、そしてインドネシアにおける裁判手続を取下げよう命令を行った。

2002年8月、中央ジャカルタ地方裁判所は、仲裁廷がインドネシア法を適切に適用しなかったこと、この仲裁判断がインドネシアの公序良俗に反すること、仲裁廷が force majeure 条項の適用の誤りを行っていたこと、仲裁廷は併合手続をおこなうべきではなかったことなどを理由として、結局、スイスの仲裁判断の取消を認めた。

しかし、2004年3月23日、アメリカの裁判所は、サマリー・ジャッジメントで、KBC のアメリカ国内の資産についての執行を認めた。同様に、香港、シンガポール、カナダなどでも、Pertamina に対する強制執行が認められた。

**□Pertamina vs. Patuha Power Ltd., Perusahaan Listrik Negara (“PLN”) and the Minister of Finance of the Republic of Indonesia**

**□Pertamina vs. Himpurna California Energy Ltd., Perusahaan Listrik Negara and the Minister of Finance of the Republic of Indonesia**

今回も被告は PLN および Pertamina である。原告は、アメリカ・カリフォルニアの電力会社（「申立人」）であり、同社はインドネシアの地熱発電事業を開始するにあたって、特別目的会社（「本件 SPC」）をバミューダ諸島に設立した。そして、本件 SPC は、PLN との間でエネルギー売買契約（「本件エネルギー売買契約」）を締結した。このエネルギー売買契約において、本件 SPC がインドネシアの地熱地域で発電所を建設し、PLN がこの地熱発電で発電する電力を、購入することが合意された。また、本件 SPC は、Pertamina と、地熱地帯のオペレーションに関する契約も締結した。そして、インドネシア財務省は、PLN および Pertamina のこれらの契約上の債務の履行につき、Comfort letters を発し、実質的な保証を提供していた。これらの契約は、準拠法はインドネシア法とされており、仲裁地をジャカルタとするモデル法に基づく仲裁合意が規定されていた。この仲裁合意においては、申立人が、Pertamina の代理人として、紛争の解決にあたることができるとまで記載されていた。

1997年、通貨危機により、アジア各国の通貨の価値が暴落した。この中で、申立人の電力事業も中断を余儀なくされた。そこで、本件エネルギー売買契約の当事者であった本件 SPC は、PLN およびインドネシア財務省に対し、債務不履行に関する責任を求める仲裁を申立てた。この際、Pertamina はこの仲裁においては相手方とされなかった。主債務者である PLN に対する仲裁手続において、PLN は、本件エネルギー売買契約はインドネシアの強行法規に反するなどの主張を行ったが、これらの主張は排斥され、PLN の債務不履行が認定され、42年分の履行利益の支払い、既に建設済みの建物の所有権の移転などが命じられた。そしてその後、本件 SPC に対して保証債務を負っていたインドネシア財務省に対する仲裁手続が進められた。これに対して、PLN は、この仲裁判断の取消を求めた。

上記の仲裁の当事者となっていなかった Pertamina は、本件 SPC を相手方として、インドネシア財務省に対する国際仲裁の進行を差し止めることを求め、ジャカルタの裁判所に民事訴訟を提起し、本件 SPC が仲裁手続を進めた場合には、法廷侮辱、資産の没収、罰金、禁錮を科すことを求めるとの主張を行った。

ジャカルタ裁判所は、PLN に対して出された仲裁判断の執行の停止、インドネシア財務省を相手方とする仲裁手続の差し止めを認めた。そして、この差し止め命令に違反した場合、1日当たり US\$ 1,000,000 の罰金を科すという判決も下した。

このジャカルタの裁判所の判断を受けたものの、仲裁廷は、インドネシア政府に対する仲裁を迫ることを決定した。ジャカルタにおいて仲裁を行ってしまうと、上記の差し止め命令によって罰金が課されるリスクがあったため、仲裁廷はオランダのハーグでヒアリングを行うことを決定した（仲裁地はインドネシア、ジャカルタのまま）。



インドネシア財務省は、3名の仲裁人のうち、インドネシア政府が選定したインドネシア人の仲裁人にオランダの仲裁手続に参加しないよう警告を行った<sup>30</sup>。結果、この仲裁人は仲裁手続に出席できず、残りの2名の仲裁人によって手続が進められた。結局、インドネシア人の仲裁人は期日に出席できなかったが、3名の仲裁人の間で既に合議は済んでいたとして、本件 SPC の請求を認める仲裁判断が出された。なお、この仲裁判断は、結局、執行に至らなかった。

#### □PT Pertamina EP vs PT Lirik Petroleum

Pertamina および PT Lirik Petroleum (「Lirik」) は、Enhanced Oil Recovery Contract (「EOR 契約」) を締結し、Lirik にガス油田の商業権を与えることが合意された。後に、Pertamina がこの商業権を否定し、Pertamina は仲裁合意に基づき ICC の仲裁を申立てた。

2009年2月27日、Lirik の主張が認められ、ICC の仲裁廷によって Pertamina は US\$ 34,495,000 および 6% の利子の支払いが命じられた。2009年4月21日、この仲裁判断は中央ジャカルタ地方裁判所に承認・執行のため登録された。2009年5月11日、Pertamina は、仲裁判断はインドネシアの公序良俗に違反するものである、仲裁廷は公平性を欠いていたとして、仲裁判断の取消を求めて中央ジャカルタ地方裁判所に提訴した。

しかし、Pertamina の申立は、インドネシア仲裁法 70 条の要件を満たさないものであるとして却下された。

### 3 調査結果をふまえた望ましい紛争解決条項

上記から明らかになるのは、インドネシアにおいて、外国仲裁判断の承認・執行において、相手方がインドネシア政府または政府系企業でなければ、概ね問題はなく、比較的迅速に承認・執行がなされているという点である。したがって、通常の場合、各仲裁機関のモデル条項を利用しておけば大きな問題が生じることは少ないということができよう。

注意が必要なのは、契約の相手方が政府または政府系企業であった場合である。上述したように、インドネシアにおいては、外国仲裁判断について、仲裁地がインドネシアではないにもかかわらず(外国仲裁判断であるにもかかわらず)、仲裁判断の取消がインドネシア裁判所によって認められてしまったことがある点に注意が必要である。

それではインド仲裁法第 1 章が適用されないという仲裁合意が推奨されているのと同じく、インドネシア仲裁法第 7 章を適用しないと明記する方法はどうか。この点について、インドとは異なり裁判中において、インド仲裁法の適用除外としていないためという判断ではないため一般的には、インドほど推奨されていないが、検討に値するといえよう。もっとも、報告者において、多くの仲裁の実務家にインタビューを行ったが、かような仲裁合意の例はあまりみられないとのことであった。

### 4 実施中の改善点、改善が必要と考えられる点

<sup>30</sup> インドネシア財務省は、このほかにも、仲裁人らが公平性・中立性を欠くとして、仲裁人選任機関とされていた国際投資紛争解決センター (ICSID) に対し、仲裁人らの忌避を求めた。また、インドネシア財務省は、ハーグの地方裁判所に、この仲裁のヒアリングの実施の差止めを求めて提訴した。しかし、いずれの請求も却下された。

### (1)モデル法に準拠した仲裁法の制定を

何よりもインドネシア仲裁法は、モデル法に準拠してつくられていない。そのため、多くの点で、国際標準的な考え方とは異なる仲裁法制となっている。モデル法に準拠した仲裁法制の策定が望まれる。

この点について、日本の法整備支援が望まれる。

### (2)インドネシア以外の外国仲裁判断であるにもかかわらず、インドネシア仲裁法による取消を認めてしまうことがある点

まず、インドネシアにおいて改善が必要であると考えられる点は、上記に述べたように、インドネシア以外の外国を仲裁地とした仲裁判断であるにもかかわらず、インドネシア仲裁法の取消が認められてしまうことがある点である（*Karaha Bodas Company, L.L.C. v. Perusahaan Pertambangan Minyak Dan Gas Bumi Negara*）。

この点について、*Karaha Bodas* などの判例はあくまでも、アジア通貨危機の時代の判例であり、改善の兆しはあるといえる。今後の判例においても、インドネシアは国際標準的な考え方を採用し、仲裁判断の取消についての管轄を有するのは当該仲裁判断の仲裁地となった裁判所だけであり、外国仲裁判断については、インドネシア仲裁法の取消は行うことはできないことを明確にすべきである。

### (3)仲裁廷の管轄の判断基準についての理解の誤り

また、仲裁廷の管轄の決定は最終的には仲裁廷によって決定されるべきであるというのが国際標準的な考え方である。しかし、インドネシアにおいては、裁判所が仲裁廷の管轄の決定に対し、干渉を行ってることが多い。これが顕在化した事件が以下の事件である。

#### □P.T. Perusahaan Dagang Tempo v. PT Roche Indonesia

P.T. Perusahaan Dagang Tempo（「PDT」）は、PT Roche Indonesia（「Roche」）の処方箋および薬品の独占的代理店として選定され、両者の間では、代理店契約が締結された。本件代理店契約は、数回の更新がなされた後、1996年12月9日に再度、更新がなされた。なお、本件代理店契約においては、6か月の事前通知によって解約することが可能であることが規定されていた。また、以下の仲裁合意がなされていた。

In the event of any dispute arising among the parties in relation to, or in connection with this Agreement or a breach thereof which cannot be settled amicably shall be fully settled by arbitration to be conducted in the English language and to be held in Jakarta under the Rules of Arbitration of the Badan Arbitrase Nasional Indonesia (BANI) in respect of such dispute by a panel comprised of 3 (three) persons appointed in the manner referred to below.

1999年8月31日、RocheはPDTに対し書面を送付し、本件代理店契約を解除する旨の通知を行った。上記の仲裁合意にもかかわらず、PDTは、南ジャカルタ地方裁判所に対し、本件解除の無効を争って、提訴した。これに対して、Rocheは、仲裁合意が存在する以上、裁判は停止すべきであるとして、防訴抗弁を提出した。

インドネシア仲裁法によれば、仲裁合意があれば、この裁判手続は停止されることが規定されている。

それにもかかわらず、裁判所は、Roche の防訴抗弁を退け、自らの管轄の存在を認め、さらに Roche の契約の解除が不法行為に該当するものとして、Roche の資産の凍結を認める判決を下した。この判決の中で、裁判所は、仲裁人は技術的、商業的な事由 (Technical and Business matters) のみ仲裁判断が可能なのであり、本件のような不法行為に基づく請求は法的な問題 (Legal relations) であり、仲裁判断が不可能であると述べた。

この判決は、新たに技術的、商業的な事由 (Technical and Business matters) と、法的な問題 (Legal relations) という新しい区分を作り出したものであるが、この裁判官の仲裁に関する概念に対する無知からなされた判決であるとして、これに対しては極めて批判が強い。

なお、この判決に対して、最高裁判所に上訴する前に、和解が成立したため、最高裁判所の判断は下されなかった。

#### □ Sabre Inc. vs. PT Metro Batavia

アメリカ法人である Sabre Inc. (「Sabre」) とインドネシア法人である PT Metro Batavia (「Batavia」) は、2002 年 3 月 15 日、情報テクノロジーサービス契約を締結し (準拠法はアメリカ・テキサス法)、同契約において Sabre が Batavia に対して、地下鉄のチケットに関する IT サービスを提供することが合意された。

Batavia はその IT サービスに欠陥があったとして、Sabre を中央ジャカルタ地方裁判所に提訴した。これに対し、Sabre は、契約に仲裁合意が存在する以上、中央ジャカルタ地方裁判所には管轄がないとして防訴抗弁を提出するとともに、Judicial Arbitration and Mediation Services in Texas に仲裁を申立て、同仲裁廷は、2009 年 5 月 8 日、Sabre 勝訴の仲裁判断を下した。

それにもかかわらず、インドネシア裁判所は、2009 年 10 月 22 日、インドネシアの裁判所が管轄を有していると判断した。

## 第3節 カンボジア

### 1 外国仲裁判断の承認・執行に関する法制度

#### (1)条約

カンボジアは、1960年にニューヨーク条約を批准しており、2001年に施行されている。

#### (2)仲裁法制

カンボジアの仲裁法制は、2006年商事仲裁法（Commercial Arbitration Law 2006、「カンボジア仲裁法」）、および2007年民事訴訟法（Civil Procedure Code 2007、「カンボジア民事訴訟法」）によって規律されている。カンボジア仲裁法は、モデル法に則っていると評価されている。

#### (3)仲裁機関

カンボジアの仲裁機関は国立商事仲裁センター（National Arbitration Centre）であるが、カンボジア弁護士によれば、現在立ち上がったばかりであり、事案の集積は多くないとのことである。

#### (4)外国仲裁判断の承認・執行の方法

承認・執行について定めているのは、カンボジア民事訴訟法 353 条 1 項である。「国内仲裁判断か外国仲裁判断かを問わず、仲裁判断の承認・執行を行うためには、裁判所による執行決定を得なければならない。」

また、カンボジア仲裁法 45 条においても以下のとおり記載されている。「仲裁判断は、どの国でなされたかを問わず、仲裁法に則り、拘束力のあるものとして承認され、適正な裁判所への書面による申立によって承認・執行なされなければならない。」

カンボジア仲裁法においては、承認・執行の方法について、国内仲裁判断および外国仲裁判断の区別を行っていない。

承認・執行を申立てる当事者は、管轄を有する裁判所に対して、(1)仲裁判断の原本または謄本、(2)仲裁合意、および(3)仲裁判断がクメール語でない場合は翻訳を提出しなければならない（カンボジア仲裁法 45 条、カンボジア民事訴訟法 353 条 2 項）。

#### (5)外国仲裁判断の拒絶理由

カンボジア仲裁法においては、外国仲裁判断に対して、裁判所はニューヨーク条約に基づく承認・執行の拒絶を行うことが認められているものの、それ以外の拒絶事由を原則認めていない（カンボジア仲裁法 46 条、カンボジア民事訴訟法 353 条 3 項、4 項）。

さらに、ニューヨーク条約に基づく拒絶事由を除くほか、裁判所は仲裁判断についての決定を行うに際して、仲裁判断の内容について検討を行ってはならないことが明記されている（カンボジア民事訴訟法 353 条 7 項）。

## **2 外国仲裁判断の承認・執行に関する裁判所による運用の実情**

カンボジア法弁護士によれば、外国仲裁判断の承認・執行に関する判例などは見当たらず、事例の集積が待たれるとのことであった。

## **3 調査結果をふまえた望ましい紛争解決条項**

事例の集積が待たれるが、現時点では、各仲裁機関が推奨するモデル条項を利用するのが最善の策であると考えられる。

## **4 実施中の改善点、改善が必要と考えられる点**

事例の集積が待たれる。

## 第4節 シンガポール

### 1 外国仲裁判断の承認・執行に関する法制度

#### (1)条約

シンガポールは1986年に、相互承認留保付きで、ニューヨーク条約に加盟している。

#### (2)仲裁法制

シンガポールにおける仲裁法制は、仲裁法（Arbitration Act, Chapter 10、「シンガポール仲裁法」）および国際仲裁法（International Arbitration Act, Chapter 143A、「シンガポール国際仲裁法」）によって規律されている。両者ともモデル法に準拠している。

#### (3)仲裁機関

シンガポール国際仲裁センター（Singapore International Arbitration Centre<sup>31</sup>）が、仲裁法・国際仲裁法で認められた常設仲裁機関である。

この他、シンガポール弁護士会（The Law Society of Singapore<sup>32</sup>）による The Law Society Arbitration Scheme、シンガポール備船海運仲裁（Singapore Chamber of Maritime Arbitration<sup>33</sup>）などの常設仲裁機関が存する。

#### (4)外国仲裁判断の承認・執行の方法

外国仲裁判断の承認・執行手続は、シンガポール国際仲裁法第3章に規定されている。

シンガポール国内仲裁法、シンガポール国際仲裁法いずれにおいても、シンガポール国内においてなされた仲裁判断の執行については、シンガポール高等裁判所への申立、およびその許可が必要である（シンガポール仲裁法46条1項、シンガポール国際仲裁法19条）。そして、外国仲裁判断も、裁判所において、シンガポール国際仲裁法19条に記載されている方法と同様の方法で、執行することができる（シンガポール国際仲裁法29条）。

外国仲裁判断の承認・執行手続は、仲裁判断が下された時点から6年以内に行われなければならない（Limitation Act6条(1)(c)）。

外国仲裁判断の承認・執行にあたり、申立人は、以下の書類とともに、召喚状（Summons）を作成し、提出しなければならない。

(a) 仲裁合意書、正式に認証された仲裁判断の原本、または正式に認証された謄本

(b) 申請者と仲裁判断の執行対象者の氏名、最後に知られている住所または会社住所

<sup>31</sup> <http://www.siac.org.sg/>

<sup>32</sup> <http://www.lawsociety.org.sg>

<sup>33</sup> <http://www.scma.org.sg/>

## (c) 仲裁判断が遵守されていないことの主張

なお、Reciprocal Enforcement of Commonwealth Judgments Act (Cap. 264) において、コモンウェルスの国々およびその他同法で規定された国における外国仲裁判断について、仲裁判断が下されたローカルの裁判所において登録することを前提に、外国裁判と同様に承認・執行できることが規定されている。したがって、コモンウェルスの国々およびその他同法で規定された国においては、この法律に基づく承認・執行も可能である。

さらに、シンガポール仲裁法・シンガポール国際仲裁法は、いわゆるコモン・ローに基づく外国仲裁判断の承認・執行も排除していないが、実務では利用されることはほとんどない。

## (5) 外国仲裁判断の拒絶理由

シンガポールは仲裁判断の拒絶に対しては、謙抑的な姿勢をとっている。外国仲裁判断の承認・執行に際しては、シンガポール裁判所は実体的内容について再度、審理を行うことはできない。

シンガポール国際仲裁法 31 条は、以下のとおり外国仲裁判断の拒絶事由を定めている。

- (a) 仲裁合意を行った当事者の行為能力が存在しなかった場合、
- (b) シンガポール法のもとで仲裁合意が無効であった場合、
- (c) 取消の申立人が、仲裁人選任の決定の通知を受領しなかった、仲裁開始通知を受領しなかった、またはそれ以外に当該仲裁を遂行する機会を与えられなかった場合、
- (d) 仲裁判断が、仲裁手続において検討、主張されなかった、または仲裁合意の範囲外の事由について取り扱っている場合、
- (e) 仲裁廷の構成または仲裁手続が、当事者の合意に、または当事者の合意がなかった場合仲裁法の規定に、従っていなかった場合、
- (f) 仲裁が行われた国において、仲裁判断が当事者を拘束するものではないとされた場合、または仲裁判断が取消された場合

また、裁判所が、

- (a) 紛争の実体が仲裁法による仲裁によって解決する可能性がない、または、
- (b) 仲裁判断が公序良俗（public policy）に反する事由があると認めた場合も拒絶される。

## 2 外国仲裁判断の承認・執行に関する裁判所による運用の実情

シンガポール裁判所は、仲裁を振興し、仲裁に対して最小限の介入を旨としている。このため裁判所による仲裁手続への介入は極めて限定的に行われている。

Mitsui Engineering and Shipbuilding Co Ltd v Easton Graham Rush & Anor [2004]2SLR14 においては、シンガポール高等裁判所は、シンガポールの裁判所は介入を最小限にしなければならない（Minimal Court Involvement）ことを明言し、仲裁手続の裁判所による暫定的な停止を認めなかった。

また、PT Garuda Indonesia v Birgen Air [2002]1SLR393 においては、シンガポール国外を仲裁地とする仲裁については、シンガポール国際仲裁法 34 条に基づく仲裁判断の取消は不可能であることを明らかにした。

さらに、AJT v AJU [2010] SGHC201 においては、公序良俗とは、**shock the conscience、clearly injurious to the public good、fundamental notions and principles of justice** であると表現し、限定的に用いられるべきであることを明らかにした。

法の適用の誤りは、公序良俗違反にはならないことも明確にされている（PT Asuransi Jasa Indonesia (Persero) v Dexia Bank SA [2007] 1 SLR(R) 597）。

また、外国仲裁判断の承認・執行を認めた多数の判例が存在する。

### 3 調査結果をふまえた望ましい紛争解決条項

各仲裁機関のモデル仲裁条項に則って、仲裁合意を行えば特段は問題ない。

### 4 実施中の改善点、改善が必要と考えられる点

特に存在しない。

もっとも、わざわざシンガポール仲裁法、シンガポール国際仲裁法という二元的なシステムの必要性は高くないと考えられる。



## 第5節 タイ

### 1 外国仲裁判断の承認・執行に関する法制度

#### (1) 条約

タイは、1959年にニューヨーク条約を留保なく批准している<sup>34</sup>。

#### (2) 仲裁法制

タイの仲裁は、仲裁法（Arbitration Act B.E. 2545 (2002)、「タイ仲裁法」）によって規律されており、同法は、基本的にモデル法に則っているが、タイ仲裁法に特有の規定も設けられている<sup>35</sup>。なお、タイの民事訴訟法（the Civil Procedure Code）上の証拠に関する規定は仲裁手続においても適用される。

タイ仲裁法は、外国仲裁判断および国内仲裁判断のいずれについても適用される。

#### (3) 仲裁機関

タイにおける主要な仲裁機関としては、以下の二つが挙げられる。

- Thai Arbitration Institute of the Alternative Dispute Resolution Office（「TAI」）
- Commercial Arbitration Committee of the Board of Trade of Thailand（「BOT」）

TAIの方がBOTよりも多くの仲裁事件を取り扱っているが、その主な理由としては、TAIが司法省（Office of the Judiciary）により運営されているためと言われている<sup>36</sup>。

#### (4) 外国仲裁判断の承認・執行の方法

タイ仲裁法は、第7章（41条から45条）に仲裁判断の承認・執行に関する規定を設けている。

タイ仲裁法41条は仲裁判断の承認・執行を行うことが可能であることを定めており、同条はモデル法35条1項を反映した条項となっている。タイ仲裁法41条は、仲裁判断がどの国で行われたかを問わず、タイ仲裁法42条および43条に従い、拘束力あるものとして承認され、管轄権のある裁判所に申立てることにより、執行することが認められている。

<sup>34</sup> なお、ICSID条約については、1965年に加盟したものの、未だに批准していない。

<sup>35</sup> 例えば、モデル法では仲裁人が暫定措置（interim measure）を行うことを認めているが、タイ仲裁法においては仮処分を求める当事者がタイの裁判所に申立を行う必要がある点や、モデル法には定めのない、仲裁人の故意または重過失による場合には免責されない旨の規定や仲裁人の収賄について刑事罰を定める規定が設けられている点が挙げられる（「Dispute Resolution in 47 jurisdictions worldwide 2011」233頁・Thawat Demsa-ard および Noppramart Thammateeradaycho 著）。

<sup>36</sup> 「Arbitration in 50 Jurisdictions worldwide 2010」336頁・Sally Veronica Mouhim および Kornkiat Chunhakasikarn 著

ただし、外国仲裁判断については、さらに一定の要件を加重している。すなわち、タイ仲裁法 41 条においては、上記の規定に加えて、タイが加盟している条約または国際協定・合意に準拠するものである場合に限り、執行・執行が認められることとされている。

### ①外国仲裁判断の承認・執行の手続

外国仲裁判断の承認・執行は、仲裁判断が承認・執行が可能となってから 3 年以内に申立を行う必要がある<sup>37</sup>。また、承認・執行の申立を行う当事者は、管轄を有する裁判所に対して、(1)仲裁判断の原本または謄本、(2)仲裁合意および(3)仲裁判断がタイ語でない場合は翻訳を提出しなければならない（タイ仲裁法 42 条）。

外国仲裁判断の承認・執行については、多くの場合、知的財産および国際取引中央裁判所（Central Intellectual Property and International Trade Court）が管轄裁判所となる。同裁判所は国際的な要素のある事件や国際取引に関連する事件について取り扱うための裁判所である。

承認・執行を求める当事者は、仲裁判断の承認・執行を認める判決が出された場合には、同判決に基づいて通常の承認・執行手続を行うことができる。タイにおける承認・執行手続は、(1)裁判所による債務者または債務者の情報を知っていると考えられる第三者に対する尋問手続、(2)第三者が債務者に対して負っているまたは譲渡する資産に対する差押、または(3)強制執行部（Legal Execution Department）職員に対する、債務者の資産の差押、強制競売を行う権限の付与などを行うことができる。

### ②外国仲裁判断の承認・執行に要する期間

外国仲裁判断の執行手続には、通常、第一審裁判所において 1 年から 2 年程度を要するケースが多く、上訴が申立てられた場合には、さらに 3 年から 6 年程度を要するケースが多い。

### ③上訴事由

裁判所の決定または判決に対する上訴については、以下の場合に限り認められるとされており、この場合の管轄裁判所は最高裁判所または最高行政裁判所である（タイ仲裁法 45 条）。

- (a) 仲裁判断の承認・執行が公の秩序または善良な風俗に反する場合
- (b) 裁判所の命令または判決が公の秩序または善良な風俗に関連する法律に反する場合
- (c) 裁判所の命令または判決が仲裁判断と整合しない場合
- (d) 担当した裁判官が反対意見を述べた場合
- (e) タイ仲裁法 16 条に基づく仮処分に関する命令の場合

### (5)外国仲裁判断の拒絶理由

---

<sup>37</sup> ただし、行政契約（administrative contract）に関する仲裁判断の執行については、仲裁判断を得てから 1 年以内に行政裁判所に申立を行う必要がある。

タイ仲裁法においては、裁判所はニューヨーク条約に基づく承認・執行の拒絶を行うことが認められているものの、それ以外の拒絶を認めていない（タイ仲裁法 43 条、44 条）。

## 2 外国仲裁判断の承認・執行に関する裁判所による運用の実情

タイの裁判所は、仲裁判断（国内および国外）の承認・執行の長年の実務の蓄積があり、東南アジア諸国の中では比較的実務が安定していると言われている<sup>38</sup>。また、タイにおいては、仲裁判断の承認・執行を検討する場合、最終的に当事者間の和解により解決する事例も少なくない。

また、仲裁判断の承認・執行を求める申立に対する裁判所の判断は、最高裁判所による判断を除いて、原則として公開されていないとのことである。そのため、外国仲裁判断の承認・執行についての情報を得ることは必ずしも容易ではない。そのため、以下、報告者による実務家からのインタビューに基づき確認された事例を紹介する。

### (1)外国仲裁判断の承認・執行が拒絶された事例

株式譲渡契約違反に基づき譲渡代金の返還と損害の賠償を求めて、日本での仲裁判断のタイにおける執行が申立てられた事案である。債務者が争わなかったため、外国仲裁判断の承認・執行の申立から約 3～4 か月程度で裁判所の判断がなされた。

### (2)外国仲裁判断の承認・執行が認められた事例

裁判所が外国仲裁判断の執行を拒絶し、並行して申立てられていた仲裁判断の取消請求を認めた事例がある。この事例においては、上訴したうえで、最終的には当事者間の和解により解決した。

また、別の事例であるが、ロンドン国際仲裁裁判所（London Court of International Arbitration）によりロンドンでなされた仲裁判断について、タイの裁判所は仲裁判断の執行自体は認めたものの、執行を認める金額について減額をする判断を行った。これは、裁判所の判断として、仲裁費用の全額を他方当事者に負担させることがタイの公序良俗に反するものとして、弁護士費用についてのみ承認・執行を認めたものである。

## 3 調査結果をふまえた望ましい紛争解決条項

各仲裁機関のモデル仲裁条項に則って、仲裁合意を行うのが最善の策と考えられる。

## 4 実施中の改善点、改善が必要と考えられる点

タイの外国仲裁判断の承認・執行については、以下の問題点が指摘されており、改善が期待される。

---

<sup>38</sup> 「Journal of International Arbitration」 26 巻 6 号 852 頁・Alastair Henderson 著

### **(1) 手続の遅延**

前述のとおり、タイにおいては、国際仲裁判断の承認及び執行を行う場合、第一審裁判所において1年から2年程度、上訴がなされた場合には3年から6年程度を要する場合もあり、仲裁判断が得られてから執行が可能となるまでの期間が長期にわたる。

### **(2) 執行手続の非効率性**

承認・執行を実行する場合には、強制執行部（Legal Executive Department）の執行官に連絡して、執行債務者の資産の差押や売却についての手続を進める必要があるが、実務上、執行官が迅速に対応してくれない場合もある。このため、執行官の実務能力を訓練する必要があると考えられる。

### **(3) 公的機関の姿勢**

実務上、タイの公的機関は、仲裁において債務の履行を求める仲裁判断がなされたとしても、任意にこの仲裁判断に従った債務の履行を行うことは少なく、むしろ、法律により許される限りは、ほとんどの場合、承認・執行に対して争う姿勢をとるとの指摘がある。公的機関のこのような態度は、仲裁判断を任意に履行するという社会の意識を育てず、プライベートセクターに対しても影響を及ぼす可能性があるため、改善が望まれる。

## 第6節 中国

### 1 外国仲裁判断の承認・執行に関する法制度

#### (1)条約

中国は、1986年にニューヨーク条約を批准している。その際に、概要以下の留保をしている<sup>39</sup>。

- ・他のニューヨーク条約締結国の領域内での仲裁判断の承認・執行についてのみ適用される
- ・中国においては、国内法において商事（commercial）と考えられる法律関係（契約上のものか否かは問わない）から生じた紛争についてのみ適用される
- ・1997年7月1日に香港に対する主権の回復に伴い、中国政府は香港特別行政区に対しても適用領域を拡張する

さらに、中国は、2005年にマカオ特別行政区についても適用範囲を拡張して適用されることを宣言している<sup>40</sup>。

なお、中国は、香港との間において2000年に、マカオとの間において2007年に、特別な承認・執行のための条約を締結している。

#### (2)仲裁法制

中国における仲裁は、Arbitration Law of China 1994（「中国仲裁法」）、Supreme Court Interpretation of the Arbitration Law 2006 および Civil Procedure Law 2007（「中国民事訴訟法」）によって規律されている。

中国仲裁法は、国内の紛争と外国関連の（foreign-related）紛争とを区別しており、1988年および1992年にそれぞれ出された最高裁判所による解釈においては、以下のいずれかの基準に該当する紛争は、外国の要素を伴うものとされている<sup>41</sup>。

- (a)当該契約の当事者の一方が外国<sup>42</sup>の当事者である場合
- (b)当該契約の対象または目的物が、完全にまたは最初に、中国国外において履行されまたは所在する場合
- (c)当該契約が「中国の国外での民事上の権利義務の発生、変更または消滅」と関連している場合<sup>43</sup>

<sup>39</sup> 「International Arbitration 2011」 57頁・Xu Guojian および Mingjie Zhang 著

<sup>40</sup> 前掲「International Arbitration 2011」 57頁

<sup>41</sup> 「Arbitration in 50 Jurisdictions worldwide 2010」 81頁・Brenda Horrigan、Felix Hess および Jeff Xu 著

<sup>42</sup> ここでいう「外国」の当事者には、中国において適法に設立された会社は含まれない。そのため、例えば、外国企業のジョイントベンチャーや現地子会社の場合も、中国で設立および登録された会社であれば、ここでいう「外国」の会社には該当しないこととなる。

<sup>43</sup> この基準の具体的な意義や対象は必ずしも明らかではないが、少なくとも契約が海外で締結または解除された場合には、それ自体で「外国の要素」が含まれると考えられている。

外国関連（foreign-related）の仲裁については、中国仲裁法第7章の定める特別の規定が適用されるが、この特別規定を除き、同法の規定は国内仲裁および外国関連仲裁のいずれについても適用される。中国仲裁法は、モデル法の影響を受けてはいるが、モデル法に則ったものではなく、当事者の契約の自由よりも、むしろ当事者の正当な権利・利益と社会主義市場経済の発展の保護を目的としている点に留意が必要である<sup>44</sup>。

### (3) 仲裁機関

中国における主要な仲裁機関としては、以下の仲裁機関が挙げられる。

- ・ 中国国際経済貿易仲裁委員会（China International Economic and Trade Arbitration Commission（「CIETEC」））<sup>45</sup>
- ・ 北京仲裁委員会（Beijing Arbitration Commission）<sup>46</sup>
- ・ 上海仲裁委員会（Shanghai Arbitration Commission）<sup>47</sup>

上記の仲裁機関のうち CIETEC は歴史も長く、国際的にも認知もされており、件数も多い。CIETEC における仲裁受理件数の推移は以下のとおりである<sup>48</sup>。

年度	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
北京本部 （涉外仲裁）	373 (254)	453 (288)	462 (-)	495 (240)	630 (251)	598 (288)	650 (300)	672 (241)	668 (237)
上海分会 （涉外仲裁）	205 (82)	238 (88)	304 (-)	306 (99)	332 (106)	427 (152)	610 (167)	476 (102)	523 (149)
華南分会 （涉外仲裁）	131 (82)	159 (86)	213 (-)	180 (103)	156 (72)	204 (107)	216 (90)	182 (70)	218 (80)
天津センター （涉外仲裁）	- -	- -	- -	- -	- -	1 (1)	3 (2)	12 (1)	21 (4)
西南分会 （涉外仲裁）	- -	- -	- -	- -	- -	- -	3 (-)	10 (4)	5 (0)
合計 （涉外仲裁）	709 (422)	850 (462)	979 (427)	981 (442)	1118 (429)	1230 (548)	1482 (559)	1352 (418)	1435 (470)

### (4) 外国仲裁判断の承認・執行の方法

ニューヨーク条約4条に従い、外国仲裁判断の承認・執行の申立は、仲裁判断の当事者の一人によって行われる。申立の受理は、以下のいずれかの地を管轄する中級人民裁判所において行われる。

- ・ 執行を受ける当事者が自然人の場合は、この自然人の登録住所地または居所

<sup>44</sup> 前掲「Arbitration in 50 Jurisdictions worldwide 2010」81頁

<sup>45</sup> <http://www.cietac.org/index.cms>

<sup>46</sup> <http://www.bjac.org.cn/en/index.asp>

<sup>47</sup> <http://www.accsh.org/accsh/english/index.html>

<sup>48</sup> <http://cn.cietac.org/AboutUS/AboutUS4Read.asp>

- ・執行を受ける当事者が法人の場合には、本店所在地
- ・執行を受ける当事者が中国国内に住所、居所または本店所在地を有していない場合で資産が中国に所在する場合には、その資産の所在地

中国においては、判決または仲裁判断に基づく承認・執行の申立は、原則として仲裁判断の日から2年以内に行う必要がある<sup>49</sup>（中国民事訴訟法 215 条）。

## (5)外国仲裁判断の拒絶理由

管轄する人民裁判所によって申立が受理された後、裁判所は、承認・執行を求める仲裁判断について審理し、ニューヨーク条約 5 条に定める事由<sup>50</sup>が適用されないと認める場合には、仲裁判断を承認し、仲裁判断は中国民事訴訟法に従って執行されることとなる。

他方で、裁判所がニューヨーク条約 5 条に定める事由があると認める場合には、仲裁判断の承認・執行が拒絶されることとなる。ニューヨーク条約 5 条に定める事由のうち、仲裁による解決が不可能な紛争か否か（*arbitrability*）に関しては、中国仲裁法 3 条において、婚姻、相続等に関する紛争や行政との紛争について、仲裁により解決することができないとされている。

また、中国においては、仲裁判断が中国の公序良俗に反する場合には、承認・執行が認められないこととなる。すなわち、中国民事訴訟法 258 条は、人民裁判所は、仲裁判断の執行が国家の社会公共の利益に反すると認める場合には、仲裁判断の執行を認めない旨の書面による命令を発するものとされている。

さらに、中国仲裁法 58 条は、仲裁判断が社会公共の利益に反すると認める場合には、仲裁判断は裁判所により取消されるものとされている。

## 2 外国仲裁判断の承認・執行に関する裁判所による運用の実情

### (1)外国仲裁判断の承認・執行を拒絶する場合の報告制度<sup>51</sup>

中国においては、公序良俗を理由として外国仲裁判断の承認・執行が最終的に拒絶された事例も少なく、その意味で、中国の裁判所は公序良俗を理由とする執行の拒絶に比較的謙抑的であるといえる。その一つの理由としては、手続上、外国仲裁判断の承認・執行の申立を拒絶する場合の報告制度が寄与していると考えられる<sup>52</sup>。

<sup>49</sup> 仲裁判断が債務の履行日について規定している場合には、最終の債務の履行日から起算することとされている。

<sup>50</sup> ニューヨーク条約 5 条に定める事由については前記第 1 章第 2 節を参照。

<sup>51</sup> US-China Law Review 2 巻 2 号（2005 年 2 月）「Recognition and Enforcement of Foreign Judgments and Awards in China」32 頁

<sup>52</sup> 報告制度に基づき、最高人民裁判所に対して、公序良俗を理由として外国仲裁判断の承認・執行の拒絶に関して、毎年 100 件以上の報告が行われているが、これまで最終的に最高人民裁判所による承認が与えられた事例は、中国の司法権に関する主権に関する公序良俗を理由とした 1 件のみと言われている（前掲「International Arbitration 2011」58 頁）。

さらに、報告者がシンガポール国際仲裁センターにおいてインタビューを行ったところ、2011 年 12 月末日までにおいて、シンガポール国際仲裁センターに対して、外国仲裁判断の拒絶についての報告が行われたことはないとのことであった。シンガポール国際仲裁センターは、数多くの中国当事

すなわち、1995年8月29日付最高人民裁判所通知により、外国の要素を伴う中国国内での仲裁判断の執行および外国での仲裁判断の執行を拒絶する場合には、管轄裁判所は、外国仲裁判断の承認・執行を認めない旨の判断をする前に、高等人民裁判所に対して検証を求めて報告を行うことが要求されている。そして、高等人民裁判所もまた外国仲裁判断の承認・執行を認めないことに同意する場合には、高等人民裁判所は最高人民裁判所に対してその意見を報告することとされている。かかる最高人民裁判所の判断を受けるまでは、外国仲裁判断の承認・執行を拒絶する判断はされないこととされている。

この報告制度は、問題点や判断の誤りの発見と恣意的・独断的な執行拒絶の回避を目的としている。この報告制度により、下級審における独断的な判断を防ぐことが可能となり、実務的には、中国において、外国仲裁判断の適正な承認・執行を確保するための重要な制度といえる。

## (2)外国仲裁判断の承認・執行が認められた事例<sup>53</sup>

仲裁判断の法的効力を承認した事例としては、2002年1月16日付上海市第一中級人民法院による裁定がある。申立人（日本企業）が被申立人（中国企業）に対して、上海のマンションの販売、賃貸募集、公告宣伝活動等の業務を委託する内容の業務委託契約に基づき、業務委託料合計 US\$ 1,200,000 の支払いを求め、日本において仲裁を申立て、2001年6月、仲裁廷は業務委託報酬 US\$ 600,000 および仲裁費用 67万3369円の支払いを命じる仲裁判断がなされた。被申立人は、仲裁判断に従った債務の履行を任意に行おうとしたが、上海市外貨管理局がかかる仲裁判断を直接の根拠として海外送金を行うことを認めなかったため、申立人は上海市第一中級人民法院に対して日本の仲裁判断の承認・執行を求めた。

上海市第一中級人民法院は、中国がニューヨーク条約に加盟しており、日本が同条約の締結国であり、本件の仲裁判断はニューヨーク条約5条に定める承認拒絶事由に該当するものではないことから、ニューヨーク条約4条および5条に基づきこの仲裁判断の法的効力を承認する旨判断した。

## (3)外国仲裁判断の承認・執行が拒絶された事例

他方で、近時、特に2007年以降において、中国の裁判所は、外国仲裁判断の承認・執行について、消極的な態度を示すこともある。外国仲裁判断の承認・執行を拒絶する根拠としては、当事者間に仲裁合意がないということが理由とされることが多い。

仲裁合意がないことを理由として執行を拒絶した事例としては、以下の2つの事例が確認された。

### ①本案について再審理された事例

アメリカ法人を売主とし、中国法人を買主とする売買契約について、売主が署名した契約書をファックスにて買主に送信し、買主が署名をしなかったが、すでに信

---

者に対する仲裁判断を発していると考えられるところ、当該時点まで、仲裁判断の拒絶についての報告が行われたことがないということは注目に値するといえる。

<sup>53</sup> JCA ジャーナル 49 巻 12 号「日本の仲裁判断が中国において承認された事例」高華鑫および程林著



用状については、その文言についての議論・検討が開始していた。契約書には、仲裁地をシンガポールとする仲裁規定があった。

シンガポールでの仲裁手続においては、買主は管轄について争ったが、両当事者の代理人間では、法的拘束力のある契約の有無はシンガポール法に基づいて判断することが合意された。仲裁手続においては、最終的には売主であるアメリカ法人の主張を認める仲裁判断が下された。この仲裁判断について、中国での承認・執行を求めたところ、両当事者間で締結された契約がないため、仲裁合意についても存在せず、したがって執行も認められないとの裁定が下された。かかる裁定については、中国の裁判所は契約の有無および仲裁合意の有無に関する紛争について再び審理を行い（実体的争点の蒸し返しが行われた）、結果として中国法人に有利な判断が行われたとの批判がなされている。

## ②船荷証券が譲渡された場合の仲裁条項の拘束力が否定された事例<sup>54</sup>

Beijing Alison Import & Export Co., Ltd.（「Beijin Alison」）は、Songa Shipholding Pte Limited（「Songa」）および Solar Shipping & Trading S.A（「Solar Shipping」）に対して、船荷証券に係る船荷の損害の賠償を求めて、2005年7月4日に武漢海事法院に仲裁の申立を行った。Beijin Alison は船荷証券の荷受人であり、かかる船荷証券は運送業者である Songa が発行したものである。

最高裁判所は、仲裁条項を含む船荷証券が荷受人に譲渡された場合には、荷受人は、この仲裁条項を明示的に受け入れた場合を除き、仲裁条項に拘束されない旨の判断を下した。この判断の考え方を前提とすれば、船荷証券に記載された仲裁条項は、いかなる文言で規定したとしても、この証券を譲り受ける荷受人が明示的に仲裁条項に同意する旨の書面を別途作成するような場合を除いて、外国仲裁判断が中国において承認・執行される可能性は低いと考えられる。実際に、この判断以降、中国において船荷証券に関する仲裁判断の承認・執行が行われた事例はないようである。

次に、中国において外国仲裁判断の承認・執行が否定される第二の理由としては、外国仲裁判断における手続違反が挙げられる。

## ③仲裁判断の期限徒過による手続違反を理由として執行を拒絶した事例

2008年の事例として、中国の裁判所は、日本商事仲裁協会における仲裁判断について、仲裁廷が同協会の規則に定められた5週間の期限内に仲裁判断を発しなかったという手続違反を理由として、承認・執行を拒絶した。

## ④「不完全な」仲裁廷による仲裁判断の承認・執行を拒絶した事例

マーシャル諸島の First Investment Corp の事例においても、手続違反を理由に仲裁判断の承認・執行を拒絶した。この事例においては、仲裁人三人のうち一人が中国警察により逮捕され、仲裁判断の最終決定の議論に参加することができなかった。そのため、最高人民法院は、このような「不完全な」仲裁廷による仲裁判断の承認・執行を認めなかった。

---

<sup>54</sup> 「2010 Annual Review of International Banking Law & Practice」404頁「Supreme People's Court of China has denied the effectiveness of an arbitration clause in a bill of lading」 Rajah & Tann 著

### 3 調査結果をふまえた望ましい紛争解決条項

各仲裁機関のモデル仲裁条項に則って、仲裁合意を行うのが最善の策と考えられる。

### 4 実施中の改善点、改善が必要と考えられる点

まず、中国の仲裁法制は、モデル法に準拠したものではなく、世界標準とは整合しない仲裁法制を有しており、改善が求められる。

最高人民法院は、近時、香港での仲裁判断の中国裁判所における執行に関する通知を配布した。かかる通知により、香港におけるアドホックまたは仲裁機関による仲裁判断が中国国内において承認・執行が可能であることを明確化された。他方で、前述のとおり、近時、仲裁合意の不存在等を理由として外国仲裁判断の承認・執行が拒絶される事例が見受けられる。特に、前述の一方当事者により契約書の署名が行われていなかった事例においては、仲裁廷において既に判断が行われた本案に関する事項を、再度中国の裁判所が判断している点については、運用上の改善が求められる。

また、沿岸部の裁判所は、仲裁制度に対する十分な知識を有している裁判官が増加しているものの、地方の裁判官においては仲裁に対する知識の不足や地方保護主義が存在しているとの指摘もある。

## 第7節 ベトナム

### 1 外国仲裁判断の承認・執行に関する法制度

#### (1)条約

ベトナムは 1995 年にニューヨーク条約に加盟した。ニューヨーク条約は、当初は、「1995 年外国仲裁判断の承認・執行に関する命令」(1995 Ordinance on Recognition and Enforcement of Foreign Arbitral Awards)によりベトナムにおいて施行され、その後、同命令に代わり、「2004 年ベトナム民事訴訟法」(2004 Civil Procedure Code of Vietnam、「ベトナム民事訴訟法」)第4章および「2008 年民事判決の執行に関する法律」(2008 Law on Enforcement of Civil Judgments、「ベトナム民事執行法」)により規律されることとなった。

ベトナムは、ニューヨーク条約への加盟時に留保事項を付しており、以下の場合および範囲に限り、ベトナムでの執行が可能である。

- (a)他の条約加盟国の領域内でなされた仲裁判断であること (相互承認留保)
- (b)国内法において「商事 (commercial)」と考えられる法律関係から発生した紛争であること (商事仲裁留保)
- (c)非加盟国の領域内における仲裁判断についてのニューヨーク条約の適用は、相互条約の範囲に限られること

上記のうち、「商事 (commercial)」という点が、後述のとおり、ベトナムにおける外国仲裁判断の執行において、一つの障壁となっていた。

#### (2)仲裁法制

ベトナムにおける仲裁は、「2010 年ベトナム商事仲裁法」(Law on Commercial Arbitration of Vietnam 2010、「ベトナム仲裁法」)、ベトナム民事訴訟法およびベトナム民事執行法によって規律されている。ベトナム仲裁法は、国内仲裁および外国仲裁の両者を対象としており、2011 年 1 月 1 日より全面的な施行が開始した。

#### (3)仲裁機関

ベトナムで最も認知されている仲裁機関は Vietnam International Arbitration Centre (「VIAC」<sup>55</sup>) である<sup>56</sup>。VIAC における仲裁事件の件数は以下のとおりである<sup>57</sup>。

<sup>55</sup> <http://www.viac.org.vn/en-US/Home/default.aspx>

<sup>56</sup> その他、ベトナムにおける仲裁機関としては以下のものがある。

- ・ Pacific International Arbitration Centre (<http://www.piac.com.vn/en>)
- ・ Hanoi Commercial Arbitration Centre
- ・ Ho Chi Minh City Commercial Arbitration Centre
- ・ Can Tho Commercial Arbitration Centre
- ・ Vien Dong Arbitration Centre

Year	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001
<b>Number of cases</b>	6	13	17	25	24	18	20	23	17

Year	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
<b>Number of Cases</b>	19	16	32	27	36	30	58	48	63

#### (4)外国仲裁判断の承認・執行の方法

ベトナムでの仲裁判断の承認・執行の手続は、国内仲裁判断か、外国仲裁判断かによって、申立の受付機関が異なる。すなわち、国内仲裁判断については、執行のため管轄権のある民事判決執行機関に対して判断が送付されるが、外国仲裁判断の場合には、管轄権ある執行機関による執行に先立ち、ベトナム司法省（Ministry of Justice of Vietnam）へ送付する必要がある。

##### ①外国仲裁判断の承認の手続

外国仲裁判断のベトナムにおける承認の手続は、大きく分けて、申立の受け付け・登録・審理準備と、裁判期日の二つに分けられる。

##### 申立の受け付け・登録・審理準備

外国仲裁判断の承認を求める場合には、当事者はベトナム司法省に対して申立を行うこととなる。申立書がベトナム語以外の言語で記載されている場合には、ベトナム語の翻訳を付す必要があり、さらにその翻訳にベトナム法に従った公証・証明を付す必要がある。

ベトナム民事訴訟法は、外国仲裁判断の承認・執行の申立期限について制限を設けておらず、また、申立期限の徒過は、外国仲裁判断の承認・執行を否定する根拠とはされていない。しかしながら、民事非訟事件一般の申立期限が1年とされていることから（ベトナム民事訴訟法 159 条 3 項(b)）、外国仲裁判断の承認・執行の申立についても、申立の権限が発生した日から1年以内に申立を行うことがリスクを避ける観点から賢明である。

ベトナム司法省は、申立書および証拠資料を受領してから7日以内に、事件記録を管轄裁判所に送付する。これを受けて、管轄裁判所は、事件記録を受領した日から3日以内に、事件を受け、また被申立人に通知しなければならない、受付後2か月以内に、管轄裁判所は、事案に応じて以下のいずれかの決定を行う。

・ Asia Arbitration Centre  
<sup>57</sup> <http://www.viac.org.vn/en-US/Home/statistics/2011/01/352.aspx>

- (a)審理の中断：ベトナム司法省から、当該外国仲裁判断を審理中の外国機関がある旨の書面による通知を受領した場合
- (b)審理の停止：申立人による申立の取下、被申立人による仲裁判断の自発的な履行、被申立人の解散または倒産による債権債務の整理、または債務者の死亡（相続人がいない場合）があった場合
- (c)審理の停止：ベトナム司法省から、管轄権ある外国機関が当該外国仲裁判断を取消すか執行を停止した旨の書面による通知を受領した場合
- (d)事件記録のベトナム司法省への返還：当該裁判所に管轄権がない場合、被申立人がベトナムに本店を有しない場合、被申立人（個人の場合）がベトナム非居住者かつベトナムで就業していない場合または関連する資産の所在地が特定できない場合
- (e)証拠調べ手続の開始

また、裁判所は、申立人に対して、明確でない事項について釈明を求めることができる。この場合には、審理の準備期間はさらに2か月伸長されることとなる。

このように、外国仲裁判断の承認の申立が第一回期日までに2か月から5か月程度の期間を要することが見込まれる。

### 裁判所での審理

裁判所は、審理を開始する旨の決定を行った日から20日以内に、申立を審理するための期日を開かなければならない。審理は三人の裁判官による評議により行われ、そのうちの一人が裁判長から指名を受けて議長を務める。管轄する検察庁の検察官が会議に出席することが要求されており、検察官が欠席の場合には期日は休会としなければならない。

裁判期日は執行を受けることとなる債務者（またはその代理人）が在廷して行われることとされ、第一回期日に債務者が正当な理由により欠席した場合には、期日は休会となる。他方で、債務者（またはその代理人）が欠席していても、債務者の求めにより、または、債務者が二度呼出しを受けた上で欠席を継続する場合には、裁判手続を進めることが認められている。

裁判期日において審理の対象となるものは、外国仲裁判断および申立書添付の書面、ならびに関連する国際条約（ベトナムが締結済みのもの）のみとされ、裁判官の評議は、申立と添付の書面を審理し関連当事者と検察官の意見を聞いたうえで、審議し多数決により判断を行う。かかる評議については、外国仲裁判断のベトナムでの承認と執行について完全な裁量が認められている。

理論上は、ベトナムの裁判所による差押えや資産の保全処分といった暫定措置（interim measure）が、外国仲裁判断の承認・執行の手続においては適用されないというリスクがある。これは、暫定措置（interim measure）は通常は訴訟における和解についてのみ発せられるものとされているところ（ベトナム民事訴訟法99条）、外国仲裁判断の承認・執行の手続は、訴訟ではなく非訟と整理されている（ベトナム民事訴訟法30条2項）ためである。もっとも、実務的には、ベトナムの裁判所は、承認・執行の手続に関して暫定措置（interim measure）の適用を検討することが認められている。

外国仲裁判断の承認の判断に対しては、上訴が認められている。上訴期間は15日間であり、さらに上訴期日までの間に2か月の準備期間が設けられる。加えて、実務では、第一審裁判所が記録を上訴裁判所に移管するためにより時間を要するた

め、上訴期日が開催されるまでにさらに時間がかかる。その結果、外国仲裁判断をベトナムで執行するために要する期間は、実際は、1年以上を要する場合もある。

## ②外国仲裁判断の執行の手続

外国仲裁判断の執行については、各地方を管轄する執行機関によって行われる。

裁判所は、承認・執行の決定を、当該決定が効力を生じた日から 30 日以内に、管轄する地方の執行機関に対して、仲裁判断とともに送付する。執行の請求については、仲裁判断の効力発生日から 5 年以内に行う必要がある（ベトナム民事執行法 30 条）。債権者（またはその代理人）は、外国仲裁判断の執行を求める場合には、管轄の執行機関に対して以下の事項を記載した執行の申立書を提出する。

- ・ 申立人の氏名および住所
- ・ 執行機関の名称
- ・ 債権者および債務者の氏名および住所
- ・ 執行を求める内容
- ・ 資産と執行の条件についての情報

執行機関は、以下のいずれかの事由に該当する場合には、申立の受付を拒絶することができる（ベトナム民事執行法 34 条 1 項）。

- ・ 債権者が執行を求める権利を有しない場合または申立の内容が仲裁判断に関連しない場合
- ・ 執行機関が仲裁判断を執行する管轄権を有しない場合
- ・ 申立期間が満了している場合

申立が受け付けられた場合には、受け付けから 5 日以内に執行命令が発せられ、その後 3 日以内に公告または紙面を通じて執行命令および他の関連書類が通知される。

前述のとおり、債務者は、仲裁判断の内容に従った任意の履行をすることが認められる 15 日間の猶予期間が与えられているため、執行機関による強制的な手段は、その期間が経過した後に実行されることとなる。

なお、執行費用を超える回収がされない場合や執行目的での資産の処分が法律上禁止されている場合には、執行の申立は認められない（ベトナム民事執行法 51 条 1 項 a）。

## ③外国仲裁判断の承認・執行に要する期間

仲裁判断の執行に要する期間については、個別の事案の内容にもよるため、これを正確に予測することは容易ではない。ただ、一般的には、債務者による上訴や検察官からの異議がないことを前提とすれば、仲裁判断の取得からベトナム裁判所による決定までに 3 か月程度、債務者からの資産の回収にさらに 3 か月から 6 か月程度要する場合が多いといえる。

## (5)外国仲裁判断のベトナムでの承認・執行の拒絶事由

外国仲裁判断は、以下の場合にはベトナムでの承認・執行が認められないとされている（ベトナム民事訴訟法 370 条）。

- (a)当事者に当該合意をする権限がない場合
- (b)当事者間の選択した準拠法において仲裁合意が無効となる場合、または、当事者間で準拠法を定めていない場合に仲裁判断が行われる国の法律において仲裁合意が無効となる場合。
- (c)仲裁人の指名および外国仲裁機関での紛争の解決手続について、債務者に迅速かつ適切に通知されていないこと、または、債務者が合理的理由により訴訟上の権利を行使できなかったこと
- (d)当事者が求めている事項について判断された場合または当事者の求めている事項を逸脱した事項について判断された場合
- (e)外国仲裁廷または外国仲裁による紛争解決手続が、仲裁合意を遵守していない場合または仲裁合意に定めがない場合に仲裁判断がなされることとなる国の法律を遵守していない場合。
- (f)当事者に対して外国仲裁判断に法的拘束力が及んでいない場合
- (g)仲裁判断のベトナムでの承認・執行が、「ベトナム法の基本原理に反する場合」

上記のうち「ベトナム法の基本原理に反する場合」に仲裁判断の承認・執行が認められないことの問題点については以下の第3項において述べる。

## 2 外国仲裁判断の承認・執行に関する裁判所による運用の実情

ベトナムにおいては、外国仲裁判断の承認・執行の申立件数はそれほど多くなく、当事者間で仲裁判断が任意に履行される場合が多数を占めている<sup>58</sup>。

### (1)外国仲裁判断の承認・執行が拒絶された事例

以下、外国仲裁判断の承認・執行が拒絶された事例を挙げる。なお、いずれも数年前の事例であり、その間に法令の改正等も多く行われているため、現時点では異なった判断がされる可能性がある点に、ご留意されたい。

#### ①TYCO v. Leighton Contractors

TYCO services Singapore Pte. Ltd Co., (「TYCO」) (債権者)は、オーストラリアのクイーンズランド仲裁廷が発行した仲裁判断の Leighton Contractor (VN) Ltd. Co., (「Leighton」) に対する執行を求めて、ベトナム司法省に申立を行った。ホーチミン市人民裁判所は、クイーンズランド仲裁廷の判断について、その承認・執行を認める決定をした。しかしながら、上級裁判所であるホーチミン人民高等裁判所は、ホーチミン市人民裁判所の判断 (Decision No. 82/QDD-XD TT) について、以下の二つの理由により、これを破棄した。

- (a)建設活動は商業活動 (commercial activities) とは認められないため、TYCO と Leighton は、「商業的関係 (commercial relation) 」を有しない。

<sup>58</sup> ベトナム人民最高裁判所司法学会 (Institute of Judicial Science of Vietnamese Supreme People's Court) の2009年4月の報告書によれば、外国仲裁判断の承認・執行に関する命令 (1995 Ordinance on Recognition and Enforcement of Foreign Arbitral Awards) の施行後、外国仲裁判断の承認・執行の申立件数は、わずか11件である。特に、2004年から2009年にかけては、外国仲裁判断の承認・執行について申立がなされた件数は、わずか2件であった。

(b)TYCO は、ベトナム建設省の許可を得ていないときに Leighton と契約を締結したため、クイーンズランドの仲裁廷の判断の承認・執行はベトナム法に違反する。

控訴審は、ベトナム建設省の許可の不備を、国益を害する法令違反とみなし、仲裁判断の承認を拒絶したといえる。このように、ベトナム法上の規制の不備・違反は、ベトナムでの国際仲裁判断の承認・執行を拒絶する理由とされうる点に留意する必要がある。

### ②Machinery Company (Cong ty co khi A) v. Conares Metal

ベトナム法人とリヒテンシュタイン法人が、ハノイでの紛争解決について ICC の仲裁によることを合意した。フランス人の仲裁人が ICC の仲裁によりリヒテンシュタイン法人の主張を認める判断をし、これを受けて、同法人は 2004 年ベトナム民事訴訟法に基づく執行を求めてハノイ裁判所に申立てた。

本事例において、裁判所は、署名者が当該契約書の締結について授權されていないため、当該売買契約はベトナム法の下では無効であり、したがって仲裁合意も無効と判断した。そのため、ベトナムにおける承認・執行は否定された。

### ③Energo Novus v. Confectimex

株式会社 Energo Novus (申立人) は、ロシア連邦の商工会議所の国際商事仲裁裁判所による仲裁判断の承認・執行を求めたところ、ハノイ人民裁判所は、申立を拒絶する決定をした。これは、申立人が、被申立人を代表した署名者が契約および仲裁合意に署名する権限を与えられていたことを証明できず、同署名者が署名権限を欠いていること等を理由としている。

### ④Evan Ekris v. Vinacofexim

本件では、Evan Ekris 社の外国仲裁判断の承認・執行の申立について、管轄裁判所は、同社が情報の追完命令に応じなかったこと、および、同社が前代表者の辞任以後代表者を有していなかったことを理由として、一定の通知期間内に通知しない場合に訴訟係属を否定するベトナム民事訴訟法 168 条 1 項(d)および 2 項、申立書に当事者の代表者の記載を要求する同法 364 条 1 項(a)に照らし、手続の開始を否定した。

### ⑤PT. Badega Agri Abdi v. Soon Chi Co., Ltd.

PT. Badega Agri Abdi は、ベトナム司法省に対して、インドネシアの BANI 仲裁の判断のベトナムでの承認・執行を求めた。その手続において、同社の代表者は、管轄裁判所により要求された法律文書原本の提出を拒否した。このため、裁判所は、債権者および同社の代表者を判断する十分な理由を把握することができなかった。さらに、当事者間の契約と紛争解決手続はベトナム民事訴訟法 370 条(1)(a)、(c)および(dd)、仲裁合意およびインドネシア法と整合しなかった。これらを理由として、裁判所は BANI 仲裁判断の承認・執行を拒絶した。

## (2)外国仲裁判断の承認・執行が認められた事例

2009 年から 2011 年 5 月までの外国仲裁判断の承認・執行が認められた事件としては以下の事件が確認された。



	債権者	債務者	仲裁機関	管轄裁判所
2009 年	Steelco Pacific Trading ltd. Co.,	PetroVietnam Manpower Development & Services Company - Petromanning	Hong Kong International Arbitration Centre (HKIAC)	The people' court of Hanoi
	International Asian TOEPFER Ltd. Co.,	Can Tho fertilizer & chemical joint stock company	Singapore International Arbitration Centre (SIAC)	The people' court of Can Tho province
2010 年	PEB Steel Indochina	Thao Li international Company	Kuala Lumpur International arbitration, Malaysia	The people' court of Baria- Vungtau Province
	Maxwill (Asia) Pte Ltd.	Northern Food Company (Fonexime)	Singapore International Arbitration Centre (SIAC)	The people' court of Hanoi
	International Asian TOEPFER Ltd. Co.,	Sao Mai trading and production Ltd. Co.,	GAFTA arbitration	The people' court of Hanoi
2011 年 1～5 月	Amtel Investment Holdings Pte Ltd. Co., (AMTEL)	Vietnam Investment Construction and Trading Joint Stock Corporation (CONSTREXIM HOLDINGS)	Singapore Commodity Exchange Limited (SCEL)	The people' court of Hanoi
	Louis Dreyfus Commodities Suisse SA Company	Da Nang Industrial Article Joint Stock Company	Arbitral tribunal of German coffee association at Hamburg chamber of Commerce	The people' court of Da Nang city

上記の事件については、事案や判決文等の情報を入手することができなかった。ベトナムにおいては、Vietnam Constitutional Law (ベトナム憲法) 131 条<sup>59</sup>およびベトナム民事訴訟法 15 条<sup>60</sup>において、裁判の公開が認められている。しかしながら、法廷の物理的な広さの関係で当事者以外の者が法廷を傍聴することが事実上難しい。また、判決は当事者その他一定の者に対して提供されるにとどまり、官報や裁判所のホームページ等で公表されることは現在 (2012 年 3 月末日時点) ではなされていない。そのため、判決の内容についてアクセスすることが困難であり、このことがベトナムの裁判制度の透明性を損なう一つの原因となっているとの指摘がされている。

<sup>59</sup> 法律に別段の定めがない限り、人民裁判所での手続は公開されることとされている。

<sup>60</sup> 民事事件の裁判手続の審理は公開されることとされ、民事訴訟法において除外される事件を除いて自由に傍聴ができることとされている (ベトナム民事訴訟法15条1項)。また、国家秘密の保持等を目的として審理が公開されない場合においても、判決は公開の場で言い渡されることとされている (同条2項)。

### 3 調査結果をふまえた望ましい紛争解決条項

各仲裁機関のモデル仲裁条項に則って、仲裁合意を行うのが最善の策と考えられる。

### 4 実施中の改善点、改善が必要と考えられる点

#### (1) 本案についての実体的審理を行ってしまう点

法文上においては、ベトナム裁判所は、外国仲裁判断の承認・執行が申立てられた場合においては、本案について審理を行うことは認められていない（ベトナム民事訴訟法 369 条 4 項）。裁判所は、仲裁判断と申立書添付の書面について、法律および加盟している条約に基づき判断を行うことが想定されている。

しかしながら、これまでの実務においては、裁判官は、本案について、少なくとも当事者の行為能力の点や契約書の形式等について、ベトナム法の観点から評価を行い決定する傾向があるとの指摘がある。

#### (2) ベトナム法の基本原理（fundamental principles of the laws of Vietnam）

仲裁判断が「ベトナム法の基本原理に反する場合」には、承認されず、執行も認められない。「ベトナム法の基本原理」の定義規定はないが、裁判実務においては、一般法の規定を参照する傾向が見受けられる。例えば、2005 年ベトナム民法において規定されている基本原理（国益、公共の利益ならびに他者の法的権利および利益の尊重、法律の遵守、善良なモラルおよび伝統、個人の権利、所有権の保護、平等、不法行為による民事責任を負う義務等）や、ベトナム商法（Commercial Law）（「ベトナム商法」）の規定（法の下での平等や消費者の法上の権利の保護等）が幅広く参照されている。そのため、ベトナム裁判所は、この「ベトナム法の基本原理に反する場合」に該当することを理由として、仲裁判断の本案について審理を行い、これを理由として外国仲裁判断の承認・執行を拒絶することが可能となることが問題点として指摘されている。

ベトナムにおいては、国際標準に則り、このベトナム法の基本原理の定義について限定的に解釈するべきである。

なお、ベトナム法においては、このベトナム法の基本原理は、その他、public policy、prohibitory provisions of law and social ethics との表現が用いられることもある。このように同様の意義に対して複数の表現があるため、紛らわしいということもできる。

#### (3) 「商事（commercial）」な法律関係の意義

外国仲裁判断は「商事（commercial）」「事業（business）」または「労働（labour）」とみなされる法律関係から発生した紛争の解決に関連して言い渡されたものでなければ、ベトナムでの承認・執行の資格が与えられない（ベトナム民事訴訟法 342 条 2 項）。前述のとおり、取引関係が「商事」でないことが、外国仲裁判断の承認・執行を拒絶する理由の一つとして挙げられた事例がある（TYCO v. Leighton Contractors）。

このように、紛争が「商業活動」によって生じたものか否かは、かつては外国仲裁判断を争う一つの理由となっていた。しかしながら、新しいベトナム仲裁法以降、「商業活動」の対象は拡大され<sup>61</sup>、その結果として「商業活動」でないとして拒絶される事例の数が減少することが期待されている。

しかしながら「商業活動」の定義は依然として広きに過ぎ、商事（commercial）紛争か民事（civil）紛争かの区別に関して議論の余地が残されている。裁判実務の集積を待つということは一つの解決方法ではあるが、法的に不安定な状況を早期に解消するためには、「商業」について、ベトナム民事訴訟法上に、その定義規定を設けるか、商法の「商業活動」の定義を引用することを明記する等により、法律上「商業活動」の意義を明確化することが望ましい。

#### **(4)判決の公開**

前述のように、ベトナムにおいては、裁判の公開は憲法上の権利として認定されているものの、実務として公開が徹底されておらず、判例に関する情報を入手するのは困難である。

オンラインでの公開など、判決の公開を遂行するための制度の確立が求められる。

---

<sup>61</sup> この点については、ベトナム商法の定める「商業活動」の定義（商品の売買、サービスの提供、投資、商事その他営利目的の活動を含む、利益を発生させる目的の活動）を参照してその範囲を明確化するアプローチが考えられる。

## 第8節 マレーシア

### 1 外国仲裁判断の承認・執行に関する法制度

#### (1)条約

マレーシアは、相互承認留保、商事仲裁留保を付すことなく、ニューヨーク条約を批准している。

#### (2)仲裁法制

マレーシアの仲裁法制は、2005年仲裁法（Arbitration Act 2005、2006年3月15日施行、「マレーシア仲裁法」）によって規定されている。マレーシア仲裁法は、モデル法に準拠している。また、マレーシア仲裁法は、ニュージーランド仲裁法を参考にしたとされている。

マレーシアにおいては、以前は、1952年仲裁法（Arbitration Act 1952）に則っていたが、上記マレーシア仲裁法の施行によって同法は廃止されている。

マレーシア仲裁法については、2011年7月1日においても新たな改正が行われた。2011年の改正においては、裁判所の介入の範囲がさらに制限された。例えば、従前は仲裁法8条について、“Unless otherwise provided, no court shall intervene in any of the matters governed by this Act.”とされていたが、“No court shall intervene in any matters governed by this Act, except where so provided in this Act.”と改正し、より裁判所からの介入を限定する改正がなされた。2011年の改正において、仲裁法11条3項が新設され、外国を仲裁地とする仲裁においても、マレーシア国内においても暫定的処分を行うことができるようになった。

#### (3)仲裁機関

マレーシアにおける中心的な常設仲裁機関は、クアラルンプール地域仲裁センター（Kuala Lumpur Regional Centre for Arbitration（KLRCA）<sup>62</sup>）である。

#### (4)外国仲裁判断の承認・執行の方法

マレーシアにおいて、仲裁判断の承認・執行は、国内仲裁判断、外国仲裁判断のいずれについても、マレーシア仲裁法38条1項において規定されている。

高等裁判所に対する書面による申し込みにより、国内仲裁判断または外国における仲裁判断は、仲裁法本条および39条に準じ、仲裁判断に基づく判決として、拘束力あるものとして承認され、執行されなければならない（マレーシア仲裁法38条1項）。

そして、執行を行うためには、適正な仲裁判断の原本または謄本、適正な仲裁合意の原本または謄本、そしてマレー語または英語以外で仲裁判断または仲裁合意が記載されていた場合は、翻訳を付さなければならない（マレーシア仲裁法38条2

<sup>62</sup> <http://www.klrca.org.my/Scripts/default.asp>

項、3項)。なお、マレーシアの裁判所では英語が頻繁に用いられており、国語であるマレー語ではなく英語の翻訳を付せば執行できる点に特徴がある。

なお、マレーシア仲裁法においては、**Reciprocal Enforcement of Judgment Act 1958 (Act 99)**を廃止しなかった。同法は、コモンウェルスの国々およびその他同法で規定された国における外国仲裁判断について、仲裁判断が下されたローカルの裁判所において登録することを前提に、外国裁判と同様に承認・執行できることが規定されている。したがって、コモンウェルスの国々およびその他同法で規定された国においては、この法律に基づく承認・執行も可能である。

さらに、マレーシア仲裁法は、いわゆるコモン・ローに基づく外国仲裁判断の承認・執行も排除していないが、マレーシア仲裁法があるため、実務では利用されることはほとんどない。

## (5)外国仲裁判断の拒絶事由

外国の仲裁判断の拒絶事由は、マレーシア仲裁法 39 条に記載されている。

マレーシア仲裁法 39 条においては、仲裁合意の無能力・法律違反による拒絶事由、通知懈怠・防御不可能による拒絶事由、仲裁合意の範囲外による拒絶事由、仲裁手続の合意違反・法令違反による拒絶事由、仲裁判断の取消等による拒絶事由（マレーシア仲裁法 39 条 1 項(a)）、仲裁解決不可能による拒絶事由、公序良俗違反による拒絶事由（マレーシア仲裁法 39 条 1 項(b)）が定められており、若干のワーディングは異なるものの、ニューヨーク条約の拒絶事由に類似した規定になっている。また、本条の拒絶理由は、37 条に規定された仲裁判断の取消事由とほぼ類似した条項となっている。本条の拒絶理由は、拒絶を主張する当事者が主張・立証しなければならないこととされている<sup>63</sup>。

なお、公序良俗の意味については、マレーシア仲裁法 37 条 2 項において、仲裁判断が詐欺または汚職行為によってなされまたはその影響を受けたものであること、仲裁の手続中にまたは仲裁判断に関して自然法に反することが明確である場合であるとされており、その意義が限定されている。

## 2 外国仲裁判断の承認・執行に関する裁判所の運用の実情

マレーシアの裁判所においては、運用として外国仲裁判断を尊重しており、承認・執行を行うにあたって、大きな障害は認められない。

### (1)承認・執行が認められた事例

**□ Open Type Joint Stock Company Efirnoye v. Alfa Trading Ltd (High Court Malaya, Kuala Lumpur, Nallini Pathmanathan Judge) [Originating Summons No: D-24NCC-221-2010] 10 October 2011**

原告はロシア法人であり、被告はマレーシア法人である。原告および被告は、パームオイル製品の購入について、原告を買主、被告を売主として、契約を締結した。この契約においては、以下のような仲裁条項が存在した。

<sup>63</sup> 「Law, Practice and Procedure of Arbitration – The Arbitration Act 2005 Perspective」 Sundra Rajoo 著

「被告が仲裁を申立てる場合は、ウクライナの Chamber of Commerce and Industry (“CCI”) の International Commercial Arbitration Court (“ICAC”) において紛争を解決する。他方、原告が仲裁を申立てる場合は、ロシア・モスクワの CCI の ICAC において紛争を解決する。」

この契約について、原告は製品の遅配を理由に契約を解除した。他方、被告は製品代金の未払いを理由にウクライナの ICAC に仲裁を申立てた。原告は、被告のウクライナ仲裁の申立には異議は申立てず、自らはモスクワの ICAC に仲裁を申立てた。これに対して、被告は、原告のモスクワ仲裁の申立に異議を申立て、モスクワの仲裁には管轄がないとの主張を行った。しかし、モスクワ仲裁人は自らの管轄が存在すると認定した（その後の被告のモスクワ仲裁裁判所への上訴も却下された）。

その結果、モスクワにおいては原告に有利な仲裁判断が出され、ウクライナにおいては被告に有利な仲裁判断が出された。このような状態の中で、原告はモスクワにおける仲裁判断をマレーシアの裁判所において承認・執行を行うべく、本申立を行った。

この判例の中で、被告は、(1)既に被告がウクライナ仲裁を申立てている以上、原告がモスクワ仲裁を申立てることはできず、仲裁合意に規定された手続に則っておらず、マレーシア仲裁法（2005年）39条1項(a)(vi)に反する、(2)モスクワの仲裁判断はマレーシアの公序良俗に反しており、マレーシア仲裁法39条1項(b)(ii)に反するとの主張を行い、モスクワの仲裁判断の承認・執行は認められるべきではないと反論した。

マレーシア裁判所はこれに対して、モスクワの仲裁判断を承認・執行を認めた。

その判断の中で、まずマレーシア裁判所は、外国仲裁判断の執行を行うには原告は、マレーシア仲裁法38条2項にしたがって、仲裁判断の原本または謄本、および仲裁合意の原本または謄本（ならびにそれらの翻訳）を提出さえすればよく、39条の立証責任は被告が負っていることを明示した。

それを前提に、(1)モスクワにおける仲裁の管轄が存在することは、事前の仲裁において既に認められていることであり、それを蒸し返すことはできず、よって仲裁合意に規定された手続に反していないこと、(2)マレーシア公序良俗は Natural Justice に反する極めて限定された場合であり（a higher threshold is required to invoke this exception）、本件は事前のモスクワ裁判において適正な手続がとられている以上、マレーシアの公序良俗に反することはないと判断した。

#### □ **Bauer (M) Sdn Bhd v. Embassy Court Sdn Bhd (High Court Malaya, Kuala Lumpur Varghese George Judge) [Originating Summons No. D-24 NCC-215-2010] 29 October 2010**

原告は建設工事の請負人（マレーシア法人）であり、被告は建設工事の発注者（マレーシア法人）であり、2005年7月12日に契約が締結された。この工事について、原告は被告からの支払いの遅延があったなどとして紛争がおき、2006年9月12日、その紛争についての追加合意書（「本件追加合意書」）が締結された。さらに、その後、原告は、被告による追加合意書の違反があったとして、仲裁が申立てられた。被告は、これにおいて、本件追加合意書の不存在を争った。しかし、暫定的仲裁判断（Interim Award）が下され、その暫定的仲裁判断において、原告の主張が認められ、本件追加合意書の存在が認められた。

原告は、この暫定的仲裁判断の承認・執行を求め、本裁判を申立てた。被告はこれに対し、仲裁人の下した暫定的判断は付託された仲裁の範囲外であるとして、暫定的仲裁判断の承認の拒絶を求めた。

マレーシアの裁判所は、まず、マレーシア仲裁法 39 条に規定された事項の存在を裁判所が認めない限り、仲裁判断は承認・執行されなければならないとの原則が明示された。その上で、仲裁人の下した暫定的仲裁判断は付託された仲裁の範囲内であること、暫定的仲裁判断の取消などの手続は行われていないことなどを理由に、暫定的仲裁判断の承認・執行を認めた。

この判断において、マレーシアの裁判所は、Sundra Rajoo および WSW Davidson による“The Arbitration Act 2005; UNCITRAL Model law as applied in Malaysia”という本の以下のような記載を引用している。

“The ground for refusal of recognition are exhaustive and if none of these ground are present the award must be recognized: *Rossel NV v. Oriental Commercial & Shipping Co (UK)* [1991] 2 Lloyd’s Rep625. However once one of the ground is established, the court is still left with a discretion whether or not to enforce.”

これによれば、承認・執行を拒絶する事項は、マレーシア仲裁法に列挙された事由に限定されている一方、仮に拒絶事由が存在したとしても、裁判所はその裁量によって、承認・執行を拒絶するか否かを決定できるとされている。

**□Ngo Chew hong Oils & Fats (M) Sdn Bhd v. Karya Rumpun Sdn Bhd (High Court Malaya, Kuala Lumpur, Hamid Sultan Bin Abu Backer Judge) (Originating Summons No: R3-24-45-2009) 2 December 2009**

原告・被告ともマレーシア法人の国内仲裁の事例である。原告はパームオイルの売主であり、被告は買主であったが、被告は支払いを行わなかった。両者の仲裁合意にしたがって、Palm Oil Refiners Association of Malaysia による仲裁判断が下された。原告は、当該仲裁判断の承認・執行を求め、裁判を申立てた。被告はこれに対して、仲裁通知を受領していないことなどを理由に、承認・執行を拒絶した。

マレーシアの裁判所は被告が仲裁通知を受領していたことは、仲裁判断などから明確であるとして、執行・承認を認めた上で、以下のとおり述べた。

“The burden of proof whey the recognition and enforcement of the arbitration award should be refused lies with the defendant. This is a strict requirement as set out in section 39 of AA 2005.”

“In the instant case the defendant had not made any application to set-aside the award. In almost all cases the failure to make an application to set aside the award may be fatal. It will appear from the reading of section 37 and 39(1) (a)(iii) the person opposing the leave for registration of the award must simultaneously apply to court to set-aside the award.”

**□Taman Bandar Baru Masai Shd. Nhd.v. Dindings Corporation Sdn. Bhd [2010]5CLJ 83**

マレーシア裁判所は、外国仲裁判断の執行に関して、仲裁人のもとに提出された論点は、それが仲裁人の権限の範囲内なのであれば、正義の原則、公序良俗の原則によって阻害されてはならず、これは厳格な基準であり、裁判所は通常かつて行わ

れてきたように 2005 年マレーシア仲裁法のもとで行われてきたように、仲裁に対して介入を行ってはならないとして、外国仲裁判断の執行を認めた。

この判例においては、以下のように述べられている。

“procedural skirmishes before the arbitrator cannot be allowed to prevail in the pretext of natural justice or public policy consideration when in essence the matters complained of falls within the jurisdiction of the arbitrator. It is a strict test and court is not allowed to ordinarily meddle with the arbitration award under AA 2005 as was done in the past”

#### □ **Majlis Amanah Rakyat v. Kausar Corporation Shn. Bhd. [2009] 1 LNS 1766**

コモンウェルスの法域の外国仲裁判断についてであるが、最も原則的なモラルおよび正義の原則が害されない限り、公序良俗の原則に基づいて、外国仲裁判断の執行を拒絶してはならないと判断した。

### (2)承認・執行が拒絶された事例

#### □ **Equitas Limited v. Allianz General Insurance Company (Malaysia) Berhad (High Court Malaya, Kuala Lumpur, Hamid Sultan Bin Abu Backer Judge) 4 December 2009**

原告と Allianz General Insurance Malaysia Berhad（「AGIM」）の間で紛争が起こり、イギリスの仲裁において、原告に有利な仲裁判断が下された。原告は、この仲裁判断の承認・執行を AGIM ではなく、被告に対して、求めた。その理由としては、1996 年マレーシア保険法（Insurance Act 1996）135 条にもとづき以下のような Vesting Order が下されたため、AGIM から被告に保険業務に関するすべての権利義務が移転されたことを挙げた。

“any judgment entered after the Effective Date for or against the Transferor in any such proceedings shall have the effect between the Transferee and the Transferor as if such judgment had been entered for or against the Transferee.”

これについてマレーシアの裁判所は、被告は、イギリスの仲裁手続において防御の機会が与えられなかったことなどを理由に、被告に対する承認・執行を認めなかった。

### 3 調査結果をふまえた望ましい紛争解決条項

各仲裁機関のモデル仲裁条項に則って、仲裁合意を行えば問題ない。

### 4 制度・運用の改善点、改善が必要と考えられる点

マレーシアは、2005 年にモデル法に準拠した仲裁法に改正したばかりである。そして、さらに 2011 年にはさらなる改正を行い、仲裁に関する法制度を整えている。

そして、上記のとおり裁判所の運用についても、公序良俗の範囲を限定的に考えるなど安定した運用が続いている。

したがって、特段改善が必要であると考えられる点は見当たらない。



## 第4章 日本が法整備支援を行うことが望ましいと考えられる事項

以上のように種々の問題点が存在するものの、報告者が考える日本による法整備支援が最も必要な事項は以下の通りである。

- |        |                            |
|--------|----------------------------|
| インド    | ・裁判所の遅延を解消する裁判の迅速化プログラム    |
| インドネシア | ・モデル仲裁法に則した仲裁法整備支援         |
| カンボジア  | ・国立商事仲裁センターなどの立ち上げの支援プログラム |
| シンガポール | ・特になし                      |
| タイ     | ・裁判所の遅延を解消する裁判の迅速化プログラム    |
| 中国     | ・モデル仲裁法に則した仲裁法整備支援         |
| ベトナム   | ・裁判の公開に関する制度造り             |
| マレーシア  | ・特になし                      |

以上